

- (一) 第四条の規定による一の貸付対象金額の決定
- (二) 第七条第一項の規定による中小企業高度化資金等の支払期日の前償還の請求
- (三) 第八条の規定による中小企業高度化資金等の免除
- (八) 中小企業近代化資金等助成法に基づく国からの貸付金の貸付及び国からの補助金の交付等に関する要領に基づく事業計画書等の提出
- (九) 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)第三条第一項第四号の規定による業種の指定
- (十) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四十五号)第十条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (十一) 第九条ただし書の規定による特別の地域を地区とする商工組合の設立についてのその地域の承認
- (十二) 第十八条の規定による調整規程の認可及びその変更の認可
- (十三) 第二十二条(第二十八条第三項若しくは第三十条の二第三項(これらの各規定を第三十三条において準用する場合を含む。)又は第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の変更の命令又はその認可の取り消し
- (十四) 第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による組合協約の認可
- (十五) 第三十一条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規
- (一) 第四十七条において準用する中小企業等協同組合法第四十八条又は第五十一条第二項の規定による組合員による総会の招集の承認又は組合の定款の変更の認可
- (二) 第九十四条第一項から第三項までの規定による調整規程等の認可等に係る公正取引委員会への同意の申請、協議又は通知
- (四) 第九十三条の規定による組合員たる資格を有する者等の工場等への立入り及び業務等の検査の実施
- (五) 第九十四条第三項の規定による中小企業団体の組織に関する法律の規定による命令等をしようとするときの通商産業大臣への協議
- (六) 第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の規定による商工組合への組織変更の認可
- (七) 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十条第四項において準用する中小企業等協同組合法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第五項の規定による事業協同組合の組織変更の認可
- (八) 中小企業等協同組合法第十一条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (九) 第四十八条の規定による組合員による総会の招集の承認
- (十) 第五十五条第二項の規定による定款の変更の認可(信用協同組合又は火災共済協同組合の定款の変更に係るものを除く。)による会員による総会の招集の承認
- (十一) 第八十二条の十第四項において準用する第四十八条の規定による会員による総会の招集の承認
- (十二) 第百五条第二項の規定による組合等の業務又は会計の状況の

- 定による商工組合等に対する組合協約の締結に関する勧告
- (六) 第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による特殊契約の認可
- (七) 第三十二条の規定による組合調整規程の認可
- (八) 第四十二条第一項の規定による商工組合の設立の認可
- (九) 第四十七条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一条)第六十三条第三項の規定による組合の合併の認可
- (一) 第六十七条の規定による組合に対する必要な措置の命令
- (二) 第十一中小企業等協同組合法第八十一条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第九条の二の二第二項の規定による交渉ができないとき等のあつせん又は調停
- (二) 第二十七条の二第一項の規定による組合の設立の認可(信用協同組合又は火災共済協同組合の設立に係るものと除く。)
- (三) 第五十五条第二項の規定による信用協同組合又は火災共済協同組合の定款の変更の認可
- (四) 第五十七条の二の規定による火災共済協同組合等の事業方法の変更の認可
- (五) 第六十三条第三項の規定による組合の合併の認可
- (六) 第八十二条の二の規定による中小企業団体中央会の設立の認可
- (七) 第一百五条の四の規定による組合等からのその業務等に関する報告の微収又は業務等の状況の検査
- (八) 第一百六条第一項の規定による必要な措置の命令
- (九) 第四十二条第三項(第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。)の規定による会員による総会の招集の承認
- (一) 第四十四条第二項(第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款の変更の認可
- (二) 第五十五条第一項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)の規定による商工会から業務に関する報告の微収又は商工会の事務所への入り及び帳簿等の検査の実施
- (三) 第五十四条第一項及び第二項(これらの規定を第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)の規定による財産処分の方法の認可
- (四) 第五十九条の規定による組合員による総会の招集の承認
- (五) 第六十二条第二項の規定による組合の定款の変更の認可
- (六) 第八十二条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
- (七) 第八十四条の規定による組合からのその業務等に関する報告の微収又は業務等の状況の検査

(イ) 第八十二条の十第四項において準用する第五十一条第二項の規定による中小企業団体中央会の定款の変更の認可

十二 商工会の組織等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第百四十九号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)第二十三条第一項(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)の規定による商工会の設立の認可

十三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第八十八条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十六条第一項の規定による組合の設立の認可

(二) 第七十三条第三項の規定による組合の合併の認可

(三) 第八十五条の規定による組合に対する必要な措置の命令

十四 貿易のあつせんに関する事務

十五 県物産の紹介、あつせん及び販路の拡張に関する計画の作成

十六 博覧会、展示会及び見本市等への県物産の出品に関する計画の作成

十七 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による購買会事業を行なう者に対する従業員以外の者に購買会事業を利用させることの禁止又は従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行なう場所に明示すること等の措置の命令

(二) 第十五条の規定による紛争のあつせん又は調停

十三 小売商業調整特別措置法第十九条の規定による購買会事業を行なう者等に対する報告の請求又はこれらの者の事務所等への立入り及び業務の状況等の検査及びこれに係る立入検査証の交付

十四 家庭用品品質表示法施行令第四条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法第十九条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収又はその者の工場等への立ち入り及び家庭用品等の検査

十五 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一号から第四号までに規定する診断の実施

(二) 第四条第一項第三号及び第五号(イ)の規定による診断を担当する者の資格に係る推薦

(三) 第五条の規定による診断を担当する能力を有する者の認定

(四) 第七条の規定による第三条第一号から第四号までに規定する診断に係る診断勧告書の交付

(五) 第九条に規定する診断勧告書の内容の実施等に関する指導

(六) 第十一条及び第十二条に規定する研修の基準に基づく研修の実施

(七) 第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の修理等の命令

(八) 第十五条の規定による第一種製造者の製造のための施設等の修理等の命令

(九) 第十六条の規定による高圧ガスの販売の事業の許可

(十) 第十二条第三項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の修理等の命令

(十一) 第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の修理等の命令

(三) 第十六条第一項の規定による調定員の委嘱

(四) 第十七条の規定による紛争の当事者への紛争を解決するため

十八 家庭用品品質表示法施行令

第四条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭

用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第四条第一項の規定による販売業者に対する表示事項等の表示等をすべき旨の指示

十九 発明実施化試験費補助金交付規則（昭和三十五年科学技術庁告示第十八号）第二十一条の規定による発明実施化試験費補助金交付申請書等の書類受理及び科学技術庁長官への送付

二十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第八条第一項の規定に基づき主務大臣が行なう中小企業者に対する合

併等に係る承認に係る申請書の受理及びこれに対する意見の具申  
二十一 中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）第四条

の規定による中小企業指導事業の実施に関する計画の決定及びこれの通商産業大臣への届出

二十二 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百一十三号）に基づく知事の権限に属す

る事務のうち次に掲げるもの

(二) 第三条第五号から第九号までに規定する記述の実施

### 診断に係る診断勧告書の交付

二十三 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づく  
知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

### 設の位置等の変更の工事等の許可

四 第十四条の二第三項の規定による販売業者の販売のための施

(五) 第十四条の三第一項の規定による販売業者の販売のための施

## 設の位置等の変更の工事等の許可

(六) 第十五条第二項の規定による高圧ガスの貯蔵所の所有者等に対する技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことの命令

(七) 第十六条第一項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可  
(八) 第十八条第二項の規定による高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者等に対する高圧ガスの貯蔵所の修理等の命令

(九) 第十九条の規定による高圧ガスの貯蔵所の位置等の変更の工事等の許可

○ 第二十条の規定による高圧ガスの製造等の施設等の完成の検査

(二) 第二十条の二第一項の規定による特定施設の設置等の工事の完成前の検査

(二) 第二十二条第三項の規定による輸入した高圧ガス及びその容器の検査

(三) 第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者の消費のための施設等の修理等の命令・

(四) 第二十六条第一項又は第三項の規定による危害予防規程の認可若しくはその変更の認可又は危害予防規程の変更の命令

(三) 司者しくはその変更の旨又は危害予防方策の変更の旨  
第二十九条第三項の規定による販売主任者免状の交付  
第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査

- (一) 第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可
- (二) 第九条の規定による第一種製造者等の許可の取消し
- (三) 第十一条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の修理等の命令
- (四) 第二十二条第一項の規定による高圧ガスの輸入の許可
- (五) 第三十条の規定による販売主任者免状の返納の命令
- (六) 第三十一条第二項の規定による販売主任者試験の施行
- (七) 第三十四条の規定による作業主任者若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任の命令
- (八) 第三十八条第一項の規定による第一種製造者、販売業者又は高圧ガスの貯蔵等の製造、販売若しくは貯蔵の許可の取消し又はこれらの者に対する製造、販売若しくは貯蔵の停止の命令
- (九) 第三十八条第二項の規定による第二種製造者又は特定高圧ガス消費者に対する製造又は消費の停止の命令
- (一〇) 第三十九条の規定による緊急の必要があるときの第一種製造者に対する製造のための施設の使用の禁止等の命令等の措置の施行
- (一一) 第七十六条の規定による第一種製造者等の許可の取消し等の処分に係る聴聞の施行
- 二十四 高圧ガス取締法施行令（昭和二十六年政令第三百五十号）
- 第六条の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十条の規定による作業主任者免状の返納の命令
- (二) 第三十一条第二項の規定による作業主任者試験の施行
- (一) 第三十九条の規定による緊急の必要があるときの第二種製造者等（第一種製造者を除く。）に対する製造のための施設等の使用の禁止等の命令等の措置の施行
- (二) 第六十一条の規定による第一種製造者等からの業務に関する報告の徴収
- (三) 第六十二条の規定による高圧ガスの製造をする者等の事務所等への立入り及びその者の帳簿書類等の検査、関係者への質問又は高圧ガスの収去の実施
- (四) 第六十四条の規定による災害発生時の現状の変更の指示
- (五) 第七十四条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可等をしたときの鳥取県公安委員会への通報
- (六) 第二十九条第三項の規定による作業主任者免状の交付
- (七) 第四十四条第一項の規定による容器等の検査又は検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可
- (八) 第四十五条第一項又は第三項の規定による容器証明書の交付又は再交付
- (九) 第四十八条第三項の規定による容器証明書の交付を受けていない容器への高圧ガスの充てん等の許可
- (一〇) 第四十九条第一項の規定による容器の再検査
- (一一) 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録又はその登録の更新

- (三) 第四十一一条第三項の規定による容器製造者の製造のための設備等の修理等の命令
- (四) 第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令
- (五) 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査の停止の命令
- (六) 第五十六条第一項の規定による容器検査に合格しなかつた容器のくず化等の処分の命令
- (七) 第五十六条第一項の規定による容器検査に合格しなかつた容器のくず化等の処分の命令
- (八) 第五十九条法律第五十一号に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (九) 第四十三条の規定による他人の土地への立入の許可
- (十) 第四十四条第二項の規定による植物の伐採若しくは移植についてのガス事業者と植物の所有者との協議がととのわないとき等の場合の裁定
- (十一) 第四十五条第二項の規定によるガス事業者が他人の土地に立ち入った場合等における土地の所有者等とガス事業者との損失の補償についての協議がととのわないとき等の場合の裁定
- (十二) 第二十六条火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十三) 第五条の規定による火薬類の販売の営業の許可
- (十四) 第八条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し
- (十五) 第十一条第三項の規定による貯蔵者に対する技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことの命令
- (十六) 第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可
- (十七) 第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可
- (十八) 第五十四条第一項の規定による容器証明書の書換え
- (十九) 第二十八条第二項(ガス事業法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による工作物の修理等の命令
- (二十) 第三十条第三項の規定による認可を受けた方法に従つて導管の工事をすべき旨の命令
- (二十一) 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可
- (二十二) 第十三条の規定による自己の用に供する火薬庫の所有等をしないことの許可
- (二十三) 第十四条第二項の規定による火薬庫の所有者等に対する火薬庫の修理等の命令
- (二十四) 第十七条の規定による火薬類の譲渡若しくは譲受けの許可、その許可の取消し又は譲渡許可証若しくは譲受許可証の交付、書換え若しくは再交付
- (二十五) 第二十五条第一項又は第三項の規定による火薬類を爆発させ又は燃焼させることの許可又はその許可の取消し
- (二十六) 第二十九条第一項又は第四項の規定による販売業者の従業者に対する保安教育計画の認可若しくはその変更の認可又は保安教育計画を定めるべき者の指定
- (二十七) 第三十一条第三項の規定による丙種火薬類製造保安責任者免

- (六) 第三十一条第三項の規定による丙種火薬類製造保安責任者免状に係る試験、甲種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験又は乙種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施
- (七) 第三十一條第五項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令
- (八) 第三十四条第一項の規定による火薬庫の所有者等に対する取扱保安責任者等の解任の命令
- (九) 第五十四条第一項の規定による販売業者の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施
- (一) 第三十七条 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)  
第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (二) 第三条の規定による火薬類の製造の営業の許可
- (三) 第八条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し
- (四) 第九条第三項の規定による製造業者の製造施設等の修理等の任者等の解任の命令
- (五) 第三十四条第一項の規定による製造業者に対する製造保安責任者等の許可の取消し
- (六) 第四十五条の規定による緊急の必要があるときの製造業者等への製造施設の使用の一時停止の命令等の措置の実施
- (七) 第二十八条 武器等製造法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (八) 第三十二条第七項において準用する第十七条第七項又は第八項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の書換え又は再交付
- (九) 第三十五条の二第四項の規定による火薬庫の所有者等が行なう自主検査の立ち会いの実施
- (十) 第三十六条第二項の規定による火薬の安定度試験の実施の命令
- (十一) 第四十三条の規定による製造業者等の製造所等への立入り及びその者の帳簿書類等の検査、関係者への質問又は、火薬類の収去の実施
- (十二) 第四十六条第二項の規定による火薬類について災害が発生した場合における当該火薬類の所有者等からの災害の日時等の報告の徴収
- (十三) 第四十七条の規定による災害発生時の現状の変更の指示
- (十四) 第五十二条第一項又は第二項の規定による火薬類の譲渡若しくは譲受け等の許可をするに当たつての鳥取県公安委員会からの意見の聴取又は火薬類の販売の営業の許可等をしたときの鳥取県公安委員会若しくは海上保安庁長官への通報
- (十五) 火薬類取締法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (十六) 第十条第一項の規定による製造業者の製造施設の位置等の変更の許可
- (十七) 第十五条の規定による製造施設又は火薬庫の完成検査

- (一) 第十七条の規定による猟銃等の製造の事業の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
- (二) 第十八条の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
- (三) 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し
- (四) 第二十条において準用する第九条第三項の規定による猟銃等の製造のための設備又は保管のための設備の修理等の命令
- (五) 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等製造若しくは販売の事業の許可の取消し又はその事業の停止命令
- (六) 第二十九条の規定による猟銃等の製造の事業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施
- (七) 第二十九条法律第百三十九号に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (八) 第四十一条第四項の規定による電気工事士免状の返納の命令
- (九) 第五条第二項の規定による電気工事士試験の施行
- (一〇) 第四十二条の規定による事業等に関する報告の徴収
- (一一) 第二十九条第一項の規定による猟銃等の販売の事業の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
- (一二) 第二十条において準用する第八条第一項の規定による製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
- (一三) 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による猟銃等を製造し、又は販売する事業者の工場又は事業場の移転の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
- (一四) 第二十五条第一項の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販
- (一五) 第二十八条第一項又は第三項の規定による危害予防規程の認可若しくはその変更の認可又は危害予防規程の変更の命令
- (一六) 第二十九条第一項又は第四項の規定による製造業者の従業者に対する保安、教育計画の認可若しくはその変更の認可
- (一七) 第三十五条第一項の規定による火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設等の保安検査

売事業者の工場、事業場等への立ち入り及びその者の帳簿等の検査又は関係者への質問の実施

(五) 第二十八条の規定による獵銃等の製造の事業の許可等の処分をしたときの鳥取県公安委員会への通報

二十三 電気工事士法第四条第一項の規定による電気工事士免状の交付

二十四 電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による電気工事士免状の再交付  
(二) 第十五条の規定による電気工事士免状の書換え

二十五 電気用品取締法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）第五条第五項の規定により知事の権限に属するものとされた電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十五条第一項の規定による販売事業者の業務に関する報告の徵収

(二) 第四十六条第一項の規定による販売事業者の事務所等への立ち入り及び家庭用品等の検査又は関係者への質問の実施

二十六 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の二の規定による通商産業局長に対する公益の保護についての必要な措置の要求

工業開  
発課

- 一 烏取県工場設置促進条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条の規定による奨励金の交付
  - (二) 第七条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令
  - (三) 境港外港地区への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの
  - (四) 工場適地の視察会の開催
- 二 労政課
- 一 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表
- 二 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求
- 三 職業安定課
- 一 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第七条の規定による所部職員及び公共職業安定所長の指揮監督
- 二 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第四条の規定により知事の権限に属するものとされた職業安定法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十八条第二項の規定による労働者を募集しようとする者
  - (二) 第三十九条第一項の規定による労働者を募集しようとする者
  - (三) 第四十一条第一項の規定による労働者を募集しようとする者
- 四 労働課
- 一 労働関係及び労働情勢の調査並びに報告
- 二 工場適地に関する調査及び資料の作成
- 三 誘致に係る企業の状況の調査

に対する募集時期等の指示

(二) 第五十条第一項の規定による労働者の募集の業務の停止又は募集の業務の許可の取消し

三 職業訓練法（昭和三十三年法律第二百三十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による職業訓練の実施の委託

(二) 第二十一条の規定による関係事業主の団体に対する職業訓練の実施又は改善の勧告

四 職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第二百九十九号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十二条第一項の規定による職業訓練指導員免許

(二) 第二十三条の規定による職業訓練指導員免許の取消し

(三) 第二十五条に規定する一級の技能検定の実施計画の作成

(四) 第三十三条第二項の規定による雇用促進事業團に対する総合職業練習所の運営に関する報告の請求又は必要な命令

五 鳥取県職業訓練所設置条例（昭和三十三年六月鳥取県条例第二十六号）第二条の規定による訓練職種等の決定

六 鳥取県職業訓練規則（昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条ただし書の規定による臨時訓練職種の設定

(二) 第三条ただし書の規定による訓練教程の変更の承認

七 中高年令失業者等職場適応訓練委託規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第四十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に

もの

(一) 第十五条の規定による事業内職業訓練について一定の基準に適合するものであるとの認定

(二) 第十六条の規定による事業内職業訓練について一定の基準に適合するものであるとの認定

(三) 第十七条の規定に基づく認定職業訓練についての援助の実施

(四) 第二十条の規定に基づく事業主の行う追加訓練等についての援助の実施

(五) 試験の施行

(一) 職業訓練法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた職業訓練法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(二) 第二十二条第三項の規定による職業訓練指導員試験の施行

(三) 第二十四条第二項の規定による実技試験又は学科試験の免除

(四) 第二十五条の規定による二級の技能検定の施行

五 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による雇用奨励金交付対象事業主認定申請書の受理

(二) 第八条の規定による雇用奨励金の交付対象事業主としての認定した旨又は雇用奨励金の交付対象事業主として不適当と認めた旨の通知

(三) 第九条の規定による雇用奨励金交付申請書の受理

(四) 第十条の規定による雇用奨励金を交付する旨の通知

- 掲げるもの
- (一) 第三条の規定による職場適応訓練の委託の決定
- (二) 第六条の規定による委託契約の締結及び中高年令失業者等職場適応訓練実施決定書の送付
- (三) 第十条の規定による委託料の交付
- (四) 第十一条の規定による中高年令失業者等職場適応訓練委託契約変更、解除協議書の受理及び委託契約の変更又は解除の諾否の通知
- (五) 第十二条の規定による委託契約の解除
- (六) 第十三条の規定によるすでに支払った委託料の返還の命令
- (七) 第十五条の規定による中高年令失業者等職場適応訓練実施報告書の受理
- (八) 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第六条の規定による求職者である身体障害者についての適応訓練の実施
- (九) 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十三条の規定による職業転換給付金の支給
- (十) 鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第一号)第十条(第十三条において準用する場合を含む。)の規定による訓練手当等受給資格認定申請書の受理、訓練手当等受給資格認定書の交付又は訓練手当等の受給資格を有しないものと認定した旨の通知
- (十一) 第十二条の規定による雇用奨励金の返還請求
- (十二) 第六条の規定による就職支度金の貸付けの決定及びその旨の通知又は資付けの不承認の決定及びその旨の通知
- (十三) 第八条の規定によるすでに行なつた貸付け決定の取消し及びその旨の通知
- (十四) 第九条の規定による就職支度金借用証書等の受理
- (十五) 第十一条の規定による就職支度金の償還の猶予
- (十六) 第十二条の規定による就職支度金の償還の請求
- (十七) 中高年令失業者等職場適応訓練委託規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十八) 第四条の規定による中高年令失業者等職場適応訓練申込書の受理
- (十九) 第五条の規定による中高年令失業者等職場適応訓練受託申込書の受理
- (二十) 第十四条の規定による受託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の請求又は調査

失業保険課

- 一 失業保険法施行令（昭和三十八年政令第二百八十九号）第一条の規定により知事が行なうものとされた失業保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保険の被保険者としない旨の認定
- (二) 第三十八条の二十五第二項から第四項までの規定による事業主が行なう失業保険事務の処理の業務の認可、当該業務の廃止の届出の受理又は失業保険事務組合が行なう失業保険事務の処理の業務の認可の取消
- 二 巡回職業相談所における失業の認定及び失業保険金の支給の承認の申請
- 三 労働省国有財産取扱規程（昭和二十七年労働省訓令第二号）に基づく労働省所管の財産及び公共職業安定所又は失業保険施設に属する国の財産であつて失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百五十七号）により設置された失業保険特別会計に属するものの管理及び処分
- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第三項又は第四項の規定による国定公園の公園事業の決定及びその概要の公示
- (二) 第十五条第二項又は第三項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の承認又は認可
- (三) 第十七条第三項の規定による国定公園の特別地域において
- 一 失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四十九条第一項の規定による被保険者を雇用する事業主等に対する被保険者の異動等に関する報告又は文書の提出の命令
- (二) 第五十一条の規定による被保険者を雇用する事業主の事業所等への立入り及び被保険者等の雇用関係等についての質問又は帳簿書類の検査の実施
- 二 失業保険法施行令第一条の規定により知事が行なうものとされた失業保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第一項の規定による事業主の雇用する労働者を包括して失業保険の被保険者とすることの認可
- (二) 第十三条第一項の規定による被保険者を雇用する事業主が被保険者の全部の資格を喪失させることの認可
- 三 失業保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和三十三年政令第二百七十四号）第三条の規定により知事が行なうものとされた同条の規定による報奨金の交付の決定
- 一 自然公園法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条第四項から第六項までの規定による特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際の当該特別地域内に同条第三項各号に掲げる行為に着手している旨の届出の受理、特別地域内において非常災害に必要な応急措置として同条各号に掲げた行為をした旨の届出の受理又は特別地域内において木竹の植

同項各号に掲げる行為をすることの許可

栽等をする旨の届出の受理

四 第十八条第三項の規定による国定公園の特別保護地区内において同項各号に掲げる行為をすることの許可

(五) 第二十一条の規定による国定公園の特別保護地区内において無許可で工作物の新築をした者等に対する原状回復等の命令

(六) 第四十条の規定による国機関が国定公園の特別保護地区内で行なう第十七条第三項又は第十八条第三項各号に掲げる行為についての協議、国機関からの届出を要する行為をしたとき等の通知の受理又は国機関に対する風景の保護のためにとるべき措置についての協議の請求

二 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)第二十

五条の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十七条第三項の規定による国立公園の特別保護地区内において次に掲げる行為をすることの許可

イ 住宅又は仮工作物の新築、改築又は増築

ロ 森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合する木竹の伐採

ハ 第十七条第三項第五号及び第七号から第九号までに掲げる行為

(二) 第二十条第二項又は第四項の規定による国立公園における第二十条第一項第一号又は第三号に掲げる行為の禁止等の命令又はその処分の延長及び延長した旨等の通知

(三) 第二十二条の規定によるこの号の(一)又は(二)の事項に関する原

(二) 第十八条第四項又は第五項の規定による特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際の当該特別保護地区内に同条第三項各号に掲げる行為に着手している旨の届出の受理又は特別保護地区内において非常災害のため応急措置として同条第三項各号に掲げる行為をした旨の届出の受理

(三) 第二十条の規定による国定公園普通地域内において同条第一項各号に掲げる行為をする旨の届出の受理、国定公園における同項各号に掲げる行為の禁止等の命令又はその处分の期間の延長及び延長した旨等の通知

四 第二十二条第二項の規定による国定公園の区域内の土地等への立入り及び第十七条第三項各号等に掲げる行為の実施状況の検査等の実施

五 第三十二条第二項の規定による他人の土地への立入り等の実施の通知及びこれに係る意見書の提出の機会の供与

二 旅行あつ旋業法施行令第三条の規定により知事の権限に属するものとされた旅行あつ旋業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定による旅行あつ旋業者の登録した場合のその旨の申請者への通知

(二) 第七条第四項又は第五項の規定による旅行あつ旋業者が営業保証金の供託をした旨の届出をしない場合のその届出をすべき期間の決定及びその期間内にその届出をすべき旨の催告又はその期間内に届出をしない場合の旅行あつ旋業の登録の取消し

## 状回復等の命令

三 国立公園及び国定公園の許可届出等の取扱要領に基づく自然公園法第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けようとする者が厚生大臣に提出する申請書の審査若しくは整理又は国立公園計画との関係等についての意見を付しての厚生大臣への進達

四 国立公園及び国定公園事業取扱要領に基づく自然公園法第十四条第二項又は第三項の規定による承認又は認可を受けようとする者が厚生大臣に提出する申請書の審査若しくは不備等の確認又は国立公園計画と当該申請に係る事業との関係等についての意見を付しての厚生大臣への進達

五 旅行あつ旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定により知事の権限に属するものとされた旅行あつ旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による旅行あつ旋業の旅行あつ旋業者登録簿への登録

(二) 第十二条第二項の規定による旅行あつ旋の料金の変更の命令

(三) 第十二条の一第二項の規定による旅行あつ旋約款の変更の命令

令

(四) 第十九条の規定による旅行あつ旋業を営む者への業務の停止の命令若しくは旅行あつ旋業を営む者の登録の取消し又は当該

者へのその旨の通知

(五) 第二十条の規定による旅行あつ旋業の登録のまつ消

(三) 第八条の規定による旅行あつ旋業者の営業所等の位置等の変更の登録又はこれをした旨の申請者への通知

(四) 第二十六条の規定による旅行あつ旋業を営む者等に対する業務に関する報告の命令又は旅行あつ旋業を営む者の営業所等への立入り及び帳簿書類等の検査若しくは関係者への質問の実施

三 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による通訳案内業の免許

(二) 第十四条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令

四 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十七号)第五条の規定による使用料の減免

五 鳥取県立大山観光会館管理規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による会館の利用の制限

(二) 第四条の規定による会館の利用の許可を受けた者に対する利用許可の取消し又は必要な措置の命令

農林部  
共通

- 一 県営の農林土木工事（營繕工事を除く。）の請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額という。以下共通事項の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円以上一億円未満のもので次に掲げるもの
- (一) 起工の決定及び当該決定をした農林土木工事に係る設計の変更並びに予定価格の決定
- (二) 指名競争入札に参加することができる者の決定
- (三) 請負契約に係る入札保証金又は契約保証金の免除
- (四) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成
- 二 鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）別記建設工事請負契約款に基づく知事の権限に属する事務のうち農林土木工事（營繕工事を除く。）に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号〔の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。〕）
- (二) 第四条第一項ただし書の規定による権利若しくは義務の譲渡又は承継の承諾（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局长の項第三号〔の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。〕）
- (三) 第四条第二項ただし書の規定による契約の目的物若しくは工事現場に搬入した検査済工事材料の第三者への売却等の承諾の申入れ（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号〔の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。〕）

- 一 県営の農林土木工事（營繕工事を除く。）の請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額をいう。）が百万円以上一億円未満のもので次に掲げるもの
- (一) 一般競争入札又は指名競争入札の執行及び落札者の決定の相手方の決定
- (二) 隨意契約の方法により締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

二 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約款第一条第二項又は第三項の規定による図面及び仕様書に明示されていないものの若しくは図面と仕様書の交互符合しないものがあるときの協議又は工事費内訳明細書及び工程表の承認（營繕工事を除く農林土木工事に限り地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号〔の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。〕）

四 第五条ただし書の規定による工事の一括委任又は一括下請の承諾

(五) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者の変更の請求又は承諾（地方機関等決裁規則別表第一地方農林振興局長の項第三号(五)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(六) 第七条ただし書の規定による工事の施工方法の指定

(七) 第八条第一項の規定による監督員の選定（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(六)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(八) 第十五条第一項の規定による工事内容の変更工事の一時中止

等又はこれに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(七)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(九) 第十五条第二項の規定による工事内容の変更等による損害賠

償額の協議

(十) 第十六条の規定による工期の延長日数の協議（地方機関等決

裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(八)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(十一) 第十七条の規定による請負代金額及び工事の内容の変更の協議

議

(十二) 第十八条第四項の規定による甲の負担する経費についての協

- (三) 第二十一条第三項の規定による損害賠償額の算定の協議
- (四) 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(四)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (五) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払い（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(四)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (六) 第二十四条第一項及び第二項の規定による工事の一部が完成した場合のその部分の検査、当該検査に合格した部分の全部若しくは一部又は工事未完成部分の使用の同意の請求（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(四)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (七) 第二十四条第四項の規定による損害賠償額の協議
- (八) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払い（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(三)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (九) 第二十六条の規定による検査又は出来高部分に対する部分払い（地方機関等決裁規則別表第二地方農林局長の項第三号(三)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (十) 第二十八条第一項の規定による工期の延長（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(四)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）
- (十一) 第二十八条第三項の規定による請負代金の支払いの遅延による遅延利息の支払い

農政企  
課課企

- (三) 第二十九条の規定による検査の遅延による遅延利息の支払い
- (四) 第三十一条第一項の規定による契約違反の場合における契約の解除
- (五) 第三十二条第一項の規定による工事の完成しない間における契約の解除
- (六) 第三十二条第三項の規定による工事が完成しない間における契約の解除による損害額の協議
- (七) 第三十五条の規定による契約の解除による物件の引取り及び現状回復をすべき期間の協議並びに物件の処分
- (八) 県営の農林土木工事の請負対象設計金額が百万円未満のもので起工の決定及び当該決定をした農林土木工事について当該工事について各種補助金交付要綱等により国の承認を必要とする変更又は工事請負契約金額の二割以上の増減並びに工種の新設若しくは廃止に係る設計の変更の決定
- (九) 農林土木工事の委託の決定
- (十) 他部局の所掌に係る農林土木工事の受託の決定

- 一 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十四条第一項の規定による農業委員会の委員の議事参与の制限の排除の認定
- (二) 第三十二条第一項の規定による総会又は部会の会議の議決の再議の命令
- (三) 第三十二条第二項の規定による総会又は部会の会議の議決の

- 一 農家労働力対策事業実施農業委員会を選定したときの地方農政局長への通知
- 二 農山漁村同和対策事業実施要領第2の5の規定による市町村長に対する承認の通知

取消し

- (四) 第四十五条第二項の規定による県農業会議の会則の変更の認可
- (五) 第四十七条の二第四項第一号の規定による部会の会議員の定数の決定
- (六) 第五十三条の規定による県農業会議の業務又は会計の状況の報告の徴収若しくは検査の実施又は監督上必要な命令
- (七) 第五十四条の規定による県農業会議の業務又は会計が法令等に違反する場合における当該農業会議に対する必要な措置をとるべき旨の命令
- 二 農家労働力対策事業実施農業委員会の選定
- 三 農山漁村同和対策事業実施要領第2の4の規定による地方農政局長に対する事業計画の協議
- 四 振興山村農林漁業特別開発事業実施要領第三の三の規程による地方農政局長に対する実施計画の協議
- 五 農業構造改善事業促進対策実施要領に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの  
 (一) 第3の一の二の規定による計画地域に係る県農業振興審議会への諮問及び指定  
 (二) 第3の一の二の規定による計画地域に係る地方農政局長に対する計画地域の指定の報告
- (三) 第3の二の3の(2)のアの規定による計画の認定に係る県農業振興審議会への諮問
- (四) 第3の一の3の(3)のアの規程による計画の地方農政局長への

## 協議

## 検査課

農林土木工事（營繕工事を除く。）の請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は当初の請負対象設計金額をいう。）が百万円以上一億円未満のものの検査員の指名および検査の復命

## 農業指導課

一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第一項の規定による農業共済組合の加入資格者の除外基準の決定

(二) 第二十五条の規定による農業共済組合の設立の認可

(三) 第四十三条第三項の規定による農業共済団体（農業共済組合連合会を除く。以下農業指導課の項において同じ。）の定款の変更の認可

(四) 第四十六条第三項の規定による農業共済団体の解散の議決の認可

(五) 第四十八条第三項の規定による農業共済組合の合併の認可

(六) 第八十五条第四項の規定による農業共済組合の行なう農作物共済の指定についての農林大臣への意見の提出

(七) 第八十五条の三第一項又は第三項の規定による市町村が行なう共済事業の実施の認可及び当該市町村に対する認可若しくは不認可の通知

(八) 第八十五条の三第四項において準用する第二十五条の規定に

一 農業災害補償法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条第四項の規定による農業共済団体の模範定款例の設定

(二) 第八十五条の四第五項の規定による共済責任期間が満了した日の認定

(三) 第百四十二条の三第二項の規定による組合等との間に農作物共済等の共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定

(四) 第百四十二条の二の規定による組合等に対するその業務若しくは会計に関する報告の徵取又は検査

(五) 第百四十二条の三の規定による組合等に対するその業務又は会計の状況に関する常例の検査

二 農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）第二条の四第一項の規定による農業共済組合が賦課する賦課金の額及び賦課方法の承認

三 農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）

- 八) 第八十五条の六の規定による市町村が行なう共済事業実施区  
域の変更の認可及び当該市町村に対する認可又は不認可の通知
- (二) 第八十五条の九第一項の規定による市町村が行なう共済事業  
の全部の廃止の認可
- (二) 第八十五条の十第一項の規定による共済事業の実施に関する  
条例の変更の認可
- (三) 第八十七条の二第四項の規定による農業共済組合が行なう共  
済掛金等の滞納についての処分の認可
- (三) 第百七条第三項の規定による組合等の農作物共済地域基準共  
済掛金率の認可
- (四) 第百八条第三項の規定による危険階級別及び危険程度を表示  
する指數の決定
- (五) 第百四十二条の四の規定による組合員の請求に係る組合等の  
業務又は会計の状況の検査
- (四) 第百四十二条の五の規定による組合等に対する法令等違反の  
場合における必要な措置をとるべき旨の命令又は業務の執行方  
法の変更その他の監督上必要な命令
- (四) 第百四十二条の六の規定による知事の命令に違反した農業共  
済団体に対する当該団体の役員の全部又は一部の改選、解任又  
は当該団体の解散の命令
- (二) 第百四十二条の七の規定による農業共済組合の決議又は選挙  
若しくは当選の取消し
- 二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定

- 第二十五条の三第三項の規定による組合等の特別積立金を損害防  
止の処置のための費用等に使用することについての承認  
四 農作物共済引受要綱に基づく知事の権限に属する事務のうち次  
に掲げるもの
- (一) 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定 (第二章第二節第一)
- (二) 単位当たり収穫量のすえおきの決定 (第二章第二節第二)
- (三) 農林大臣への組合等ごとの単位当たり収穫量の決定報告 (第  
二章第二節第三)
- (四) 組合等の単位当たり基準収穫量決定結果の審査及び確認 (第  
二章第二節第四)
- 五 蚕繭共済引受要綱に基づく知事の権限に属する事務のうち次  
に掲げるもの
- (一) 組合等ごとの箱当たり収繭量の決定 (第二章第二節第一)
- (二) 箱当たり収繭量のすえおきの決定 (第二章第二節第二)
- (三) 農林大臣への組合等ごとの箱当たり収繭量の決定報告 (第  
二章第二節第三)
- (四) 組合等の箱当たり基準収繭量決定結果の審査及び確認 (第  
二章第二節第四)
- 六 農作物、蚕繭共済の共済金支払事務手續要領七に基づく共済金  
の現金払いの承認
- (一) 第十条の二の規定による組合の共済規程の設定、変更又は廃  
止の承認 (地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項

措置法（昭和三十年法律第百三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条第五項の規定による特別被害地域の指定
- (二) 第三条第一項第二号の規定による組合又は金融機関との利子補給契約の締結

- (三) 第三条第一項第四号の規定による組合又は金融機関との損失

#### 補償契約の締結

- (四) 第三条第一項第六号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との損失補償契約の締結

- (五) 第三条第一項第八号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との利子補給契約の締結

- (六) 第三条第一項第十号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との損失補償契約の締結

#### 三 烏取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月烏取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約の締結

#### 四 烏取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第三条の規定による利子補給契約の締結

#### 五 農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）

- (一) 第十条の規定により知事の権限に属するものとされた農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五十五条の規定による基金協会等に対するその業務又は財政の状況に関する報告の徴収

- (二) 第五十六条第二項又は第三項の規定による基金協会等に対する報告の徴収

第八号(一)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(二) 第十条の六の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(二)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

く。)

#### (三) 第十条の九の規定により信託の引受けの事業を行なう農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法第二十

三条の規定による信託財産の管理方法の変更（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(三)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(四) 第四十一条において準用する民法第五十九条第三号の規定による組合の監事からの報告の受理（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(四)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(五) 第四十四条第二項の規定による組合の定款の変更の認可（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(五)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(六) 第六十一条第二項の規定による組合の設立の認可に関する証明

(七) 第四十四条第三項において準用する第六十一条第二項の規定による組合の定款の変更の認可に関する証明（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(六)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

るその業務又は会計の状況の検査

## 六

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十条の九の規定により信託の引受けの事業を行なう農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正十一年法律第六十ニ号）に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (イ) 第四十六条の規定による受託者の辞任の許可
- (ロ) 第四十七条の規定による受託者の解任

## 八

第五十八条の規定による信託の解除

- (一) 第二十八条第四項の規定による組合（中央会並びに都道府県の区域又はその区域をこえる区域を除く。以下農業指導課の項において同じ。）の模範定款例の設定

- (二) 第四十二条第一項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の仮理事の選任、役員の選挙又は役員を選任するための総会の招集
- (四) 第六十条の規定による組合の設立の認可

- (五) 第六十三条第二項の規定による組合の設立の取消し
- (六) 第六十四条第二項の規定による組合の解散の議決の認可
- (七) 第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可
- (八) 第六十九条第二項の規定による組合の清算人の選任

- (九) 第七十二条の十一第二項において準用する第二十八条第四項の規定による農事組合法人（都道府県の区域又はその区域を除く。以下農業指導課の規定において同じ。）の模範定款例の設定

八 第七十三条の十一の二第一項の規定による県中央会の監査実施計画策定のための県中央会への意見の提出

(九) 第九十三条の規定による組合又は農事組合法人に對する報告の徴収又は資料の提出の命令

- 八 農業協同組合法施行規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第九号の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

- (一) 第八条の規定による組合の総会又は総代会の終了報告書の受理

## 九

第十五条の規定による組合の清算結了の届出の受理

- (二) 第十八条の規定による農事組合法人の成立の届出の受理

- (三) 第十九条の規定による農事組合法人の定款の変更の届出の受理

## 九

第二十条の規定による農事組合法人の解散の届出の受理

- (四) 第二十一条の規定による農事組合法人の合併の届出の受理

- (五) 第六十五条の規定による農山漁村電気導入促進法施行規則（昭和二十八年農林省令第二十号）第五条の規定により知事の権限に属するものとされた農山漁村電気導入促進法第七条の規定による農林漁業団体に対する国との補助金に係る発電施設又は送電配電施設の建設、維持等に関する指導

(二)

第九十四条の規定による組合又は農事組合法人の業務又は会計の状況の検査

(二) 第九十四条の二第一項の規定による組合に対する定款等の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他の監督上必要な命令

(三) 第九十五条第一項及び第二項の規定による法令等に違反した組合又は農事組合法人にに対する必要な措置の命令又は当該命令に従わない場合のその業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の改選の命令

(四) 第九十五条第三項の規定による組合が共済規程又は信託規程に定めた特に重要な事項に違反した場合における必要な措置をとるべき旨の命令に従わないときの当該共済規程又は信託規程の承認の取消し(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(七)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(五) 第九十五条の三の規定による組合若しくは農事組合法人の法令等の違反等に対する処分若しくは命令をしようとする理由の通知、弁明の機会の供与又は当該処分若しくは命令についての県中央会からの意見の聴取(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(八)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(六) 第九十六条の規定による組合に係る決議、選挙又は当選の取消し

(七) 第九十七条の規定による組合の専属利用契約の取消し(地方

農業園芸課

- 機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(九)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)
- 七 農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第四条第二項の規定による組合の合併経営計画が適当である旨の認定
- 八 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)
- 第二条第一項の規定による農山漁村の電気導入計画の策定及び当該計画の農林大臣への提出
- 九 鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)第十七条の規定による貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務の委託
- 十 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第四の規定に基づく委嘱の受諾
- 十一 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定による農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第一第一号、(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書の農林漁業金融公庫への提出(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号(八)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)
- 一 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)第三条第一項の規定による耕土培養地域の指定
- 二 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定による農業倉庫業の認可
- (二) 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第五項の規定によるほ場審査の基準及び方法の決定
- (二) 第六条の規定による主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導

- (一) 第十三条の規定による農業倉庫業務規程の変更の認可
- (二) 第十五条の規定による農業倉庫業者に対する受寄物の検査等の命令
- (三) 第十六条の規定による農業倉庫業者に対する事業の報告の徴取、書類、帳簿等の検査その他監督上必要な命令又は処分
- (四) 第十七条の規定による農業倉庫業者の事業の停止命令又は認可の取消し
- 三 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条の三第一項の規定による果樹農業振興計画の策定
- (二) 第二条の三第三項の規定による濃密生産団地の形成に関する方針の決定
- (三) 第二条の三第四項の規定による果樹農業振興計画の策定のための学識経験者からの意見の聴取
- (四) 第二条の三第五項の規定による果樹農業振興計画の農林大臣への提出
- (五) 第二条の四において準用する第二条の三第四項の規定による果樹農業振興計画の変更のための学識経験者からの意見の聴取、(内) 第二条の四において準用する第二条の三第五項の規定による
- 果樹農園經營計画を変更した場合の当該変更に係る計画の農林大臣への提出
- (六) 第四条の規定による果樹園經營計画が適当である旨の認定
- (七) 果樹灾害対策利子補給事業実施要領第五に基づく果樹灾害融資利子補給要綱の制定又は改正についての承認
- 二 果樹農業振興特別措置法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定による果実及び果実製品の生産、集荷等の状況の調査及びこれらに関する情報の提供
- (二) 第八条の規定による果実又は果実製品の生産、集荷等の事業を行なう者からの業務に関する報告の徴収
- (三) 野菜生産出荷安定法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第四項の規定による生産出荷近代化計画の樹立のための関係市町村等からの意見の聴取
- (二) 第九条第四項において準用する第八条第四項の規定による生産出荷近代化計画の変更のための関係市町村等からの意見の聴取
- 四 肥料取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第七条の規定による普通肥料の登録
- (二) 第十条の規定による普通肥料の登録証又は仮登録証の交付
- (三) 第十二条の規定による普通肥料の登録又は仮登録の有効期間の更新
- (四) 第十三条の規定による普通肥料の登録証又は仮登録証の書換交付又は再交付
- (五) 第十六条の規定による普通肥料の登録又は仮登録をしたとき等の公告及び当該公告をした旨の農林大臣及びすべての都道府県知事への通知

- 五 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定に基づき農林漁業金融公庫に提出する書類のうち次に掲げるものの提出
- (一) 農林漁業金融公庫法(以下農産園芸課の項において「法」という。)別表第一第一号(一)の二に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書及び工事竣工認定調書
- (二) 法別表第一第一号(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号(八)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)
- (三) 法別表第二第二号に規定する資金に係る工事進捗状況調書及び工事竣工認定調書
- 六 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第四項の規定による野菜指定産地の指定についての農林大臣への意見の提出
- (二) 第五条の規定による野菜指定産地を指定すべき旨の農林大臣への申出
- (三) 第六条第三項において準用する第四条第四項の規定による野菜指定産地の区域の変更についての農林大臣への意見の提出
- (四) 第七条第二項において準用する第四条第四項の規定による野菜指定産地の指定の解除についての農林大臣への意見の提出
- (五) 第八条第一項の規定による生産出荷近代化計画の樹立及び当該計画の農林大臣への提出
- (六) 第九条第一項の規定による生産出荷近代化計画の変更の内容
- (六) 第二十二条の規定による登録又は仮登録をした普通肥料の生産業者又は輸入業者に対する当該肥料の施用上若しくは保管上の注意等の命令
- (七) 第二十九条の規定による生産業者、輸入業者等からのその業務に関する報告の徴収
- (八) 第三十一条の規定による生産業者、輸入業者等の事業場等への立ち入検査の実施、関係業者への質問若しくは肥料等の収去又は当該収去した肥料等の分析検査の概要の公表
- (九) 第二十二条の規定による有害動物又は有害植物のまん延により有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められる場合の農林大臣へのその旨の報告
- (十) 第二十三条第二項の規定による発生予察事業に係る計画の承諾及び発生予察事業についての協力
- (十一) 第三十一条第一項の規定による発生予察事業の実施及び当該事業の内容及びその結果の農林大臣への報告
- (十二) 第三十三条第一項の規定による病害虫防除員の設置
- (十三) 第三十三条第二項において準用する第三十二条第三項の規定による病害虫防除員の設置についての農林大臣への承認の申請
- (十四) 第三十四条第一項の規定による病害虫防除所における防除に必要な機具の整備
- (十五) 第三十四条第二項において準用する第三十二条第三項の規定による防除に必要な機具の整備についての農林大臣への承認の申請

## の農林大臣への届出

(九) 第五十九条の規定による野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対するその合理的かつ計画的な出荷に関する必要な勧告

七 農産種苗法施行規則(昭和二十三年農林省令第二千四号)第二条第二項の規定による種苗業者の営業所に関する届出の受理及び当該届出に係る副本の農林大臣への送付

八 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条の規定による販売業者等が法令違反をしたときの普通肥料又は特殊肥料の譲渡等の禁止等の処分及びこれらの処分をした旨の農林大臣及びすべての都道府県知事に対する通知  
(二) 第三十三条の規定による肥料の登録又は仮登録の取消しに係る公開による聴聞の実施

九 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)第二十四条の規定による防除計画の策定又は当該計画を策定し若しくは変更した場合の農林大臣へのその承認の申請

十 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条の二第二項の規定による指定農業の使用に係る利害の調整等に関する必要な方策についての農業に関する団体等からの意見の徴取

十一 政府に売り渡すべき米穀に関する政令(昭和四十一年政令第二百三十六号)第十二条の規定による米穀の買入数量の決定に関する必要な指示

## 申請

(八) 第三十五条第一項の規定による農林大臣への病害虫防除員等に関する必要な報告

(九) 第三十七条の規定による農林大臣への防除に関する報告

六 農業取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第八条の規定による農業販売業者の届出の受理

(二) 第十二条の三の規定による有毒な農薬についてその危険等を防止するために必要な知識の普及、その使用に関する情報の提供及びその使用の時期等に関する指導

七 農業取締法施行令(昭和三十八年政令第二百五十四号)第四条の規定により知事の権限に属するものとされた農業取締法第十三条の規定による販売業者に対するその業務に関する報告の微取又は必要な場所への立入検査の実施

八 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の二第二項の規定による米穀類の配給に関する実施計画の策定及びその実施に関し必要な事項についての販売業者又は市町村長に対する指示

(二) 第八条の三第三項の規定による購入券の発給

(三) 第十三条の二第一項の規定による農林大臣への主要食糧の管理に関する必要な事項の報告

九 食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第四条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた食糧管理法第

八条の三第二項の規定による購入券の交付  
十 食糧管理法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうちに次掲げるもの

- (一) 第七条の規定による指定業者等に対する主要食糧の買受等に関する必要な命令
  - (二) 第八条の規定による主要食糧を所有する者に対するその者の行なう主要食糧の譲渡に関してのその相手方又は時期の制限
  - (三) 第九条の規定による主要食糧の所有者に対するその所有する主要食糧を政府に売り渡すべき命令
  - (四) 第十二条の規定による主要食糧を原料又は材料として物品を製造する者に対する当該主要食糧の消費又は使用に関する必要な制限
  - (五) 第十三条の規定による主要食糧の加工若しくは製造又は主要食糧を原料若しくは材料とする物品の製造業者に対する当該加工又は製造に関する必要な命令
- 十一 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による政府に売り渡すべき米穀についてのその売渡の時期の決定、改定又は時期を決定し、若しくは改定した旨の公示
  - (二) 第三条の二第一項の規定による政府に売り渡す米穀についての時期別種別、品種別又は地域別の集荷予定の決定
  - (三) 第十九条第一項第二号の規定による生活上等消費者の数の増加等の理由により小売販売業者甲の業者登録を行なう必要がある区域の指定

- (四) 第十九条第一項第六号の規定による小売販売業者甲等が廃業した等の理由により業者登録を行なう必要がある区域の指定
- (五) 第二十二条の二第二項の規定による生活上等消費者の数の増加等の理由により小売販売業者甲の業者登録を行なうため必要がある区域の指定の公示
- (六) 第二十二条の五第二項の規定による小売販売業者甲等が廃業した等の理由により業者登録を行なう必要がある区域の指定の公示
- (七) 第二十三条の規定による小売販売業者又は卸販売業者の業者登録をした旨の公表
- (八) 第三十一条の規定による購入券によつて米穀を買ひ受けようとする者の増加等の理由により小売販売業者丙の業者登録を行なう必要がある地域の指定及び当該地域の指定の公示
- (九) 第三十二条の二第三項の規定による小売販売業者丙の業者登録をした旨の公表
- (一) 第三十三条の二第一項の規定による旧卸販売業者の業務の引継ぎの承認、申請者に対する承認若しくは不承認の通知又は承認をした場合にはその旨及び業務引継ぎの時期その他必要な事項の公表
- (二) 第三十五条第二項の規定によるとう精業者の業者登録をした旨の公表
- (三) 第三十五条第三項において準用する第一十四条の規定によるとう精業者登録をしなかつた場合の通知又はその旨の公表
- (四) 第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者の登録をし

## 畜産課

一 酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号）に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の三の規定による酪農近代化計画の作成及び当該計画

についての農林大臣への認定申請又は当該計画の内容の変更につきの農林大臣への認定申請

(二) 第三条第一項の規定による集約酪農地域の指定についての農

林大臣への申請

(三) 第三条第二項の規定による集約酪農振興計画の策定

(四) 第四条の規定による集約酪農地域の区域の変更についての農

林大臣への申請

(五) 第五条の規定による集約酪農振興計画の変更の承認について

の農林大臣への申請

(六) 第六条第二項の規定による集約酪農地域の指定の解除に係る

農林大臣への意見の提出

(七) 第二十条の規定による生乳等取引契約に係る紛争のあつせん又は調停

二 蓄産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）第五条第一項の規定による乳業者に対する原料乳の価格を

安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨の勧告

三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十一年法律第二百十

た旨の公表

(四) 第四十九条第二項の規定による主要食糧の生産者等に対する報告の命令又は倉庫、工場等への立入検査の実施

一 酪農振興法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第二条の四の規定による市町村酪農近代化計画の認定

(二) 第二条の四第三項において準用する第二条の三第三項の規定による市町村酪農近代化計画の変更の認定

(三) 第二条の四第三項において準用する第二条の三第四項の規定による市町村酪農近代化計画又は当該計画の変更の内容の公表

(四) 第七条第二項の規定による集約酪農振興計画の概要の公表又は当該計画の変更の概要の公表

(五) 第九条の規定による草地の形質変更の届出の受理

(六) 第十条第一項の規定による酪農事業施設の設置の承認

(七) 第十二条第一項の規定による酪農事業施設の変更の承認

(八) 第十三条第一項の規定による指定地域内における酪農事業施設の設置に係る届出の受理

(九) 第十三条第二項において準用する第十二条の規定による酪農事業施設の配置を適正なものとするための必要な勧告

(十) 第十三条第三項において準用する第十二条の規定による酪農事業施設を設置している者の届出の受理

(十一) 第十八条第二項の規定による生乳取引契約に係る書面の写しの受理

- 二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条の規定による生乳生産者団体の指定の公示及び農林大臣への届出
- (二) 第十一条の規定による加工原料乳の数量の認定
- (三) 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の三第一項の規定による家畜改良増殖計画の策定
- (二) 第十九条第二項の規定による家畜人工授精師に対する免許の取消し又は業務の停止の命令
- (三) 第二十六条第二項の規定による家畜人工授精所の開設者の法令違反等の場合における開設許可の取消し及び使用の停止の命令
- 五 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十五条の規定による患畜又は牛疫等の疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行のしや断
- (二) 第十七条の規定による家畜の殺処分の命令又は家畜防疫員による家畜の殺処分の実施(地方機関等決裁規則別表第二家畜保健衛生所長の項第三号(五)の規定により家畜保健衛生所長に委任された事務を除く。)
- (三) 第二十条第二項の規定による病性鑑定のためのと殺に関する指示
- (四) 第二十二条の規定による病性鑑定のためのと殺に関する指示
- 六 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第七条第二項の規定による家畜商の免許の取消し又は業務の停止の命令
- (一) 第十八条の規定による家畜人工授精師免許証の交付
- (二) 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消し
- (三) 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可
- (四) 第二十五条第一項の規定による乳業を行なう者に対する生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更について組合等の交渉に応ずべき旨の勧告
- (五) 第二十五条第一項の規定による牛乳又は乳製品の生産、集荷等の事業を行なう者に対する業務に関する報告の請求又はその者の事務所等への立入検査の実施
- (六) 加工原料乳生産者補結金等暫定措置法第二十三条の規定による事務所等への立入検査の実施
- 三 家畜改良増殖法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第一項第二号の規定による臨時に行なう検査の実施
- (二) 第七条の規定による種畜証明書の効力の取消し若しくは停止又は停止の解除
- (三) 第八条第二項の規定による種畜証明書を交付した場合等の公示
- (四) 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許
- (五) 第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精に関する講習会の開催及び修業試験の実施

- 七 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による家畜市場についての登録
  - (二) 第十八条の規定による家畜市場の登録の取消し又は当該市場の開場の停止の命令
  - (三) 第十八条の二の規定による家畜取引を業とする者に対する業務の停止の命令
  - (四) 第十九条の規定による市場再編整備地域の指定
  - (五) 第二十条の二の規定による市場再編整備地域の指定を申請すべき旨の勧告
  - (六) 第二十三条の規定による市場再編整備地域の指定の解除
  - (七) 八 養ぼう振興法（昭和三十年法律第二百八十号）第四条の規定による転飼養ぼうの許可
  - (八) 鳥取県密蜂転飼条例（昭和二十八年三月鳥取県条例第七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
    - (一) 第四条第二項の規定による転飼許可証の交付
    - (二) 第八条の規定による転飼許可の取消し、蜂群の撤去の命令及び撤去を命じた旨の通知
    - (三) 飼料の品質改善に関する法律の規定による農林大臣の権限の一部を委任する政令（昭和三十一年政令第三百九号）第二条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十二条第一項の規定による製造業者等に対する飼料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止
    - (四) 薬事法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に

- (九) 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消し又はその使用の停止
- 四 第二十七条第一項の規定による地方種畜検査委員の任命
- (一) 第二条の規定による定期検査又は臨時検査の期日等の告示
  - (二) 第八条の規定による種畜證明書の交付
  - (三) 第十二条の二の規定による家畜の伝染性疾患の発生を予防するための検査等を受けるべき旨の命令
  - (四) 第九条の規定による家畜の伝染性疾患の発生を予防するための消毒方法等を実施すべき旨の命令
  - (五) 第十二条の二の規定による家畜の伝染性疾患の発生の予防のためとつた措置についてのその実施状況等の農林大臣への報告及び関係都道府県知事への通報
  - (六) 第十三条第四項の規定による家畜が患畜又は疑似患畜となつた旨の報告についての公示、農林大臣への報告及び関係都道府県への通報
  - (七) 第二十二条第一項の規定による患畜又は疑似患畜の死体の焼却等の義務の免除の許可
  - (八) 第二十四条ただし書の規定による患畜等の死体等を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可

掲げるもの（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。以下畜産課の項において同じ。）

(一) 第七十条第一項の規定による医薬等を業務上取り扱う者に対する医薬品等について廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を予防するに足りる措置を採るべき旨の命令

(二) 第七十五条第一項の規定による薬局開設者又は医薬品若しくは医療器具の販売業者に対するその許可の取消し、その業務の全部若しくは一部の停止の命令

十二 鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第四条の規定による種牡畜検査委員の任命又は委嘱

十三 鳥取県子牛生産検査条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第五号）第五条第一項の規定による検査を実施する者の指定

十四 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定に基づき農林漁業金融公庫に提出する書類のうち次に掲げるものの提出

(一) 農林漁業金融公庫法（以下畜産課の項において「法」といいう。）附則第二十三項に規定する資金に係る意見書、工事進捗状況調書及び工事竣工認定調書

(二) 法別表第一第一号(ハ)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書

(一) 地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号（内の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

(二) 法別表第一第一号(九)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書

(一) 地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号

(廿) 第二十九条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令

(八) 第三十条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施

(九) 第五十条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可

(一) 第五十八条の規定による動物、死体、胎児又は物品の評価額の決定についての農林大臣への意見の具申又は当該具申に係る

評価人の選定若しくは評価人に對する意見の聴取

六 家畜商法に基づく知事の権限に属する事務のうち次の掲げるもの

(一) 第三条の規定による家畜商の免許

(二) 第四条の二の規定による家畜商講習会の開催及び当該講習会の修了証明書の交付

(一) 第二十条第四項の規定による家畜市場の開設者相互の間の協議がともなわない場合の助言、あつせんその他必要な援助

(二) 第二十二条第一項の規定による市場再編整備計画の変更の承認

(一) 第二十六条の規定による地域家畜市場の位置の移転の許可

(一) 牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次の掲げるもの

(一) 第三条第六項の規定による市町村の牧野管理規程の認可

(二) 第六条の規定により認可した牧野管理規程のある牧野への立

(乙)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)  
法別表第二第三号に規定する資金に係る意見書、工事進捗状

況調書及び工事竣工認定調書の提出(地方機関等決裁規則別表  
第二地方農林振興局長の項第十二号内の規定により地方農林振  
興局長に委任された事務を除く。)

入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措  
置をとるべき旨の命令

(三) 第九条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及  
び保全に關しとするべき措置の指示(以下四及び五において「牧  
野の改良及び保全の指示」という。)

(四) 第十条第二項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更  
(五) 第十二条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置  
の実施状況の検査

(六) 第十三条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置  
の実施の完了の届出の受理及びその旨の公示  
(七) 第十八条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除す  
べき旨の指示

九 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)に基づく知事の權  
限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条の規定による標準鶏であるかどうかの認定
- (二) 第七条の規定によるふ化業者の登録、登録の拒否又は登録を  
した旨の公示
- (三) 第十条の規定によるふ化業者の登録の取消し、取消しを受け  
た者に対するその旨の通知又は他の都道府県知事に対するその  
旨の通知
- (四) 第十四条の規定による登録ふ化業者に対する義務を履行させ  
るために必要な措置をとるべき旨の命令

十 飼料の品質改善に関する法律の規定による農林大臣の権限の一  
部を委任する政令第一条の規定により知事の権限に属するものと

された飼料の品質改善に関する法律第二十一条の規定による製造業者等の事業場等への立入検査、関係者への質問若しくは飼料等の収去又は当該収去した飼料等の分析検査の概要の公表

十一 薬事法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可
- (二) 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可
- (三) 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可
- (四) 第三十五条の規定による特例販売業の許可
- (五) 第六十九条第一項の規定による薬局開設者等に対する必要な報告の命令又はその施設等への立入検査の実施
- (六) 第七十二条の二の規定による薬局開設者等に対する薬剤師の増員の命令
- (七) 第七十三条の規定による薬局又は医薬品の一般販売業に対するその管理者等の変更の命令
- (八) 第七十四条の規定による配置販売業の配置員の法令等の違反の場合における当該業務の停止の命令
- 十二 鳥取県種牡畜検査条例第一条の規定による種牡畜証明書の交付
- 十三 鳥取県産卵能力依頼検定規程（昭和三十九年九月鳥取県告示五百四十三号）第七条の規定による検定の成績の公表

## 蚕糸課

一 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十五条第四項の規定による生繭の売買又は仲立を業とする者又はその従業員についての許可

二 蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百三十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第三条の十七の規定による生繭売買業許可を受けた者の法令違反の場合等における当該許可の取消し

(二) 第四条第二項の規定による玉糸製造業又は座縫生糸製造業の営業の許可

三 蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七十一条の規定による農林大臣に提出すべき書類の受理及び当該書類の農林大臣への提出

(二) 第二十九条の規定による蚕種製造業者等が蚕種の検査を行なうとする場合の届出の受理又は当該届出事項に変更を生じたときの届出の受理

(三) 第三十条の規定による検査成績の報告の受理

四 製糸業法施行規則(昭和七年農林省令第三十二号)第二十八条の規定により農林大臣に提出する書類の受理及び当該書類の農林大臣への送付

五 玉糸座縫生糸製造業許可規則(昭和十六年農林省令第二十一号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による玉糸又は座縫生糸の製造設備の釜数の増

一 蚕糸業法施行令第三条の五の規定による検定供用繭の抽出についての指揮若しくは検定請求者に代わる検定供用繭の抽出又は抽出を実施すべき場所若しくは時間の指定

二 蚕糸業法施行規則第六十二条の規定により提出する繭価協定届出書の受理及び当該届出書の農林大臣への送付

三 蚕糸業法施行手続(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十六号)第十二条の規定による生繭売買業の許可証の再交付

四 鳥取県生繭取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)第四条の二の規定による生繭取扱場所の設置の承認又は生繭取扱場所承認書の交付

## 加の認可

(二) 第七条の規定による玉糸製造業又は座縫生糸製造業の許可を受けた者に対するその業務及び財産の状況に関する報告の徴取又は帳簿書類その他の物件の検査の実施

六 鳥取県蚕業技術普及員設置規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

## (一) 第五条の規定による試験の実施

## (二) 第八条の規定による普及員の解嘱又はその手当の減額

七 鳥取県蚕業改良普及員資格試験要綱に基づく蚕業改良指導員の試験の実施

八 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定による農林漁業金融公庫法別表第一第一号(ハ)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書の提出(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号(六)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

## 林務課

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

## (一) 第五条の規定による地域森林計画の樹立及び変更

(二) 第七条第二項の規定による地域森林計画についての意見の中立でについての処理、申立人に対するその結果の通知又は当該

計画の変更

一 森林法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条の規定による農林大臣からの通知の内容の告示又は森林所有者等に対するその旨の通知

(二) 第百十九条の規定による森林組合の定款の変更の認可(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第二十九号(九)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(三) 第九条の規定による遵守すべき事項の指示及びこれに従つて施業すべき旨の勧告

(四) 第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止

(五) 第五十条の規定による土地の使用権設定に関する協議をすることについての認可、当該土地の所有者等からの意見の聴取又は

当該土地の所有者等に対する認可をした旨の通知若しくは掲示

(六) 第五十三条の規定による土地の使用権を設定すべき旨の裁定及び裁定の申請者に対する裁定をした旨の通知

(七) 第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議をすることについての認可

(八) 第百四十条の規定による組合の設立の認可

(九) 第百四十四条第三項において準用する第一百四十条の規定による組合の解散の決議の認可

(十) 第百四十五条第三項において準用する第一百四十条の規定による組合の合併の認可

(十一) 第百八十八条の規定による森林所有者等に対するその施業の状況に関する報告の聴取又は他人の森林への立入りによる測量、実地調査、標識建設若しくは立木竹の伐採

二 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第五条の規定により知事の権限に属するものとされた森林法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十五条第一項の規定による保安林の指定（同項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するために必要がある場合

二 森林法施行令第五条の規定により知事の権限に属するものとされた森林法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百八十三条の二第一項の規定による指定施業要件の変更

(二) 第百八十三条の二第一項の規定による出資組合等の業務又は会計の状況の検査

に限る。)

(二) 第二十六条の規定による保安林の指定の解除（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定期間の保安林の解除に限る。以下この号の(三)において同じ。）

(三) 第三十三条の規定による保安林の指定又は指定の解除の告示又は関係都道府県知事への通知

(四) 第百七十九条の規定による組合等に対する必要な報告の聴取又は必要な資料の提出の命令

(五) 第百八十条の規定による組合等の業務又は会計の状況の検査、

(六) 第百八十二条の規定による組合等の業務又は会計が法令等に違反している場合における当該組合等に対する必要な措置をとるべき旨の命令

(七) 第百八十三条の規定による組合員の請求による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

(八) 第百八十四条の規定による施設組合の専用契約の取消し

三 森林法施行令の一部を改正する政令（昭和三十七年政令第二百八十一号）附則第九項の規定により知事の権限に属するものとされた森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）

附則第七条第一項の規定による指定施業要件の決定

四 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条の規定による森林組合の合併及び事業経営計画の認定

五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条の規定による地すべり防止工事に関する基本計画の作成若しくは変更又は作成若しくは変更に係る計画の農林大臣への提出

六 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十年法律第二百二十六号)に基づく知事の権限に属する事務の

うち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による入会林野整備計画の認可

(二) 第十四条の規定による入会林野整備計画に係る土地についての必要な登記の嘱託

(三) 第二十二条の規定による旧慣使用林野整備計画の認可

(四) 第二十三条第二項において準用する第十四条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託

七 林業構造改善事業事務取扱要領に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 林業構造改善事業計画地域の指定(第2の2)

(二) 林業構造改善事業に関する林業構造改善事業実施計画の認定

八 林道事業補助要領第五条第二項の規定に基づく補助予定路線の決定

九 林道災害復旧事業及び林道灾害関連事業補助金交付要綱(昭和三十七年十二月鳥取県告示第六百六十六号)第十八条の規定に基づく施越工事の承認

十 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定に基づき農林漁業金融公庫に提出する書類のうち次に掲げるものの提出

(一) 農林漁業金融公庫法(以下林務課の項において「法」といいう。)別表第一第一号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二

## 造林課

(二) の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(二) 法別表第一第一号(イ)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書、(地方機関等決裁規則別表一地方農林振興局長の項第十二号(イ))

の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

一 林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による種苗の採取に適する母樹若しくは母樹林の指定又は当該母樹若しくは母樹林の伐採の許可

(二) 第五条の規定による母樹若しくは母樹林の保護若しくは管理のため必要な処置の命令又は有害な行為の制限若しくは禁止

(三) 第八条の規定による母樹又は母樹林の指定の解除

(四) 第九条の規定による種苗の採取時期の指定又は採取に適しない樹木若しくはその集団からの採取の禁止

二 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条の規定による森林病害虫等を駆除し、若しくはまん延を防止するため必要な区域及び期間の決定又は森林病害虫等の附着している樹木を所有し、若しくは管理する者等に対する第三条第一項各号に掲げる命令

三 鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条の二の規定による鳥獣保護事業計画の樹立又は当該計画を樹立し、若しくは変更した旨の農林大臣への報告

一 森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による保険契約の申し込みの承諾若しくは保険証書の交付又は保険契約の申込みを承諾しない場合のその旨の通知

(二) 第五条の規定による保険証書の再交付

(三) 第六条の規定による保険契約の継続の申し込みの承認若しくは保険証書の記載の更正又は保険契約の継続の申し込みを承諾しない場合のその旨の保険契約者への通知

(四) 第七条の規定による保険証書の記載の更正

(五) 第九条の規定による損害の実地調査又はその結果の農林大臣への報告

(六) 第十条の規定による保険金額及び保険料の減額若しくは保険証書の記載の更正又は保険料の減額の結果保険料の一部を返還すべき場合におけるその旨の農林大臣への通知

(七) 第十一条の規定による危険増加により保険契約を解除する場合におけるその旨の保険契約者への通知又は保険料を還すべき場合におけるその旨の農林大臣への報告

- (二) 第一条の四第三項の規定による狩獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限
- (三) 第七条の二第一項の規定による講習会の開催
- (四) 第八条第一項の規定による狩獵免許を受けた者が法令に違反した場合の当該狩獵免許の全部又は一部の取消し
- (五) 第八条の二の規定による鳥獸保護区の設定又は特別保護地区の指定
- (六) 第九条の規定による休獵区の設定
- (七) 第十条の規定による銃獵禁止区域の設定
- (八) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による試験の実施期日等の公告
- (九) 鳥取県県行造林実施要綱（昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百九十七号）第四条の規定による造林の適地の選定又は申請者と造林方法等について契約の締結
- (十) 鳥取県県行造林施行手続（昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十一) 第十二条の規定による事業実行計画の特認
- (十二) 第二条の規定による事業実行計画の特認
- (十三) 第十三条の規定による鳥取県県行造林実施要綱第九条の規定に違反したときの指揮
- (十四) 第十四条第二項の規定による県行造林地の產物の処分（立木

二 森林病害虫等防除法第十二条の規定による森林害虫防除員の設置

三 鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四条の規定による甲種狩獵免状、乙種狩獵免状若しくは丙種狩獵免状又は狩獵免状を受けたことを表示する記章の交付（地方機関等決裁規則別表第四地方農林振興局長の項第六号（一）の規定により地方農林振興局長に専決させる事務を除く。）

- (二) 第七条の二第二項の規定による講習会の終了の証明書の交付
- (三) 第八条の二第五項の規定による特別保護地区の区域内における水面の埋立等の許可

- (四) 第二十条の四の規定による司法警察員としての職務を行なう職員の指名

五 第二十条の十第一項の規定による鳥獸保護員の設置

- 四 鳥取県林業改良指導員資格試験条例第六条の規定による試験合格者の氏名の公表又は合格証書の交付若しくは再交付

- 五 鳥取県県有林管理員規則（昭和三十四年十二月鳥取県規則第十九号）第二条の規定による管理員の委嘱

## 水産課

以外の產物に限る。)

- 一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 第八条の規定による漁業権行使規則等の制定、変更又は廃止の認可
  - 第十四条第四項の規定による漁業協同組合等に対する漁業権の共有請求の認可
  - 第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮の決定
  - 第六十六条第一項の規定による漁業の許可(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第三号の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
  - 第六十七条第三項の規定による海区漁業調整委員会の指示が妥当でない場合の当該指示の全部又は一部の取消し
  - 第六十七条第五項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべき旨の申請に係る者に対する異議を申し出るべき旨の催告
  - 第六十七条第七項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべきことの命令
  - 第九十七条の二の規定による委員の失職の要件に該当するかどうかの決定
  - 第一百七十七条の規定による漁業調整委員会に対する監督上必要な命令又は処分

- 一 漁業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 第五条第二項の規定による共同申請に係る代表者の指定
  - 第三十六条の規定による休業期間中の漁業の許可
  - 第七十二条の規定による漁業者等に対する漁場の標識の建設等の命令
  - 漁港法施行令第二十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - 第十九条第五項後段の規定による土地又は水面への立入りの許可
  - 第二十三条第一項の規定による工事の施行の順序等に関する必要な事項の指示
  - 第二十四条第一項後段の規定による土地、水面への立入り等の許可(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)
  - 第三十八条の規定による漁港施設に係る利用方法及び料率の認可又はその変更の認可
  - 第三十九条の規定による工作物の建設等の許可、違反して建設された工作物の除去その他原状回復の命令又は危害防止施設設置の命令
  - 漁船法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第一号の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
  - 第三条の二の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船へ

- (一) 第百二十二条の規定による漁業者等の他人の土地等の使用等の許可及び当該土地等の所有者等へのその旨の通知
- (二) 第百二十二条の規定による漁業者の他人の土地に立入つて営む漁業の許可
- (三) 第百二十二条の規定による漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可
- (四) 第百二十四条の規定による土地及び土地の定着物が海草乾場その他漁業上の施設として必要かつ適当で他のものをもつて代替えすることが著しく困難である場合に漁業者等が当該土地等の所持者等と使用権設定の協議をすることについての認可
- (五) 第百二十九条の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可若しくは当該規則が遊漁を不當に制限する等の場合における当該規則の変更の命令
- (六) 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (七) 第二十八条第四項第三号の規定による漁港管理会の委員の推薦
- (八) 第三十四条の規定による漁港管理規程の制定又は変更についての農林大臣への認可の申請
- (九) 渔港法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)第二十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法第三十七条の規定による漁港施設の処分の許可及び原状回復の命令
- (十) 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十一) 第九条の規定による漁船の登録
- (十二) 第十一条の規定による漁船の登録をした場合の登録票の交付又は登録票の亡失等による登録票の再交付
- (十三) 第十一条の二の規定による漁船及び登録票の検認
- (十四) 第十八条の規定による漁船の登録の謄本の交付
- (十五) 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十六) 第二条の規定による船舶の船舶番号の決定及び船舶所有者に対する船舶票の交付(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第三号(二)の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
- (十七) 第五条の規定による船舶票の書換え、他の都道府県の区域内へ船籍港を変更する申請があつた場合の当該他の都道府県への当該申請書の交付又は船籍港の変更に係る船舶番号の決定若しくは船舶所有者に対する船籍票の交付
- (十八) 第七条の二の規定による船籍票の再交付
- (十九) 第七条の二の規定による船籍票の検認

00277

- (一) 第六条の規定による動力漁船の建造等の許可の取消し  
 (二) 第十六条の規定による漁船の登録の取消し
- 五 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十五条の規定による保護水面の指定についての農林大臣への申請
- (二) 第十七条第二項の規定による保護水面の管理計画の変更についての農林大臣への認可の申請
- (三) 第十八条の規定による保護水面の区域内における埋立等の工事の許可
- (四) 第二十二条第二項の規定によるさく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の管理の命令
- 六 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条の規定による加入区の指定及びその変更
- 七 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(漁港区域内に係るものに限る。)  
 以下水産課の項において同じ。)
- (一) 第四条の規定による海岸保全区域の指定についての農林大臣等に対する協議
- (二) 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可
- (三) 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可
- 四 第十条第二項の規定による国、日本専売公社等との海岸保全区域の占用等についての協議
- 五 第八条の三の規定における船籍簿の謄本又は抄本の交付
- (六) 第八条の四の規定による臨時航行の許可
- (七) 第九条の規定による小型船舶の積量の測度
- 五 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画の承認
- (二) 第十五条の規定による兼用工作物に関する工事の施行又は施設の維持についての協議
- (三) 第十六条の規定による他の工事又は他の行為により必要を生じた海岸保全施設に関する工事の施行の命令
- (四) 第十八条の規定による他人の占有する土地若しくは水面への立ち入り等又はこれらに基づく損失の補償
- 六 鳥取県漁港管理条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条第二項の規定による乙種漁港施設の所有者等に対する当該施設の維持運営に関する資料の提出の請求又は必要な事項の勧告
- (二) 第四条第一項の規定による指定区域内における工作物の新築等の承認
- (三) 第五条の規定による停けい泊をする船舶に対する移動の命令(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第五号)の規定より米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。
- 四 第六条第二項の規定による停けい泊禁止区域内の停けい泊の

- (五) 第十二条の規定による許可の取消し等及び損失の補償  
 (六) 第十九条の規定による海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失の補償
- (七) 第三十条の規定による兼用工作物の費用負担の協議  
 (八) 第三十二条の規定による原因者負担金の負担の決定  
 (九) 第三十二条の規定による附属工事に要する費用の負担の決定  
 (十) 第百五条第一項第一号ロの規定による区画漁業等に係る水域の決定
- (十一) 第百八条第一項の規定による区域の決定  
 (十二) 第百八条第一項の規定による区域の決定
- 九 鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十五条の規定による魚市場の登録の申請に係る事項の変更の承認  
 (二) 第九条の規定による市場の構造及び設備のしゆん工検査並びに検査済証の交付  
 (三) 第十条の規定による市場の位置、構造等の変更その他の事項の命令
- 十 鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第二項の規定による甲種漁港施設の滅失等の場合における指示  
 (二) 第六条第一項の規定による停けい泊禁止区域の指定

- (五) 第七条の規定による危険物等を積載した船舶の停けい泊場所の指示又は危険物等の荷役の許可(地方機関等決裁規則別表第五号)<sup>イ</sup>の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
- (六) 第八条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去の命令(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第五号)<sup>イ</sup>の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
- (七) 第十条の規定による陸揚又は船積を行なう場所等の指示又は指定区域内の甲種漁港施設利用の許可(地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第五号)<sup>イ</sup>の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)
- (八) 第十二条の規定による漁業の許可の内容の変更の許可  
 (九) 第十五条の規定による許可証の書換交付及び再交付  
 (十) 第十八条の規定による起業の認可の変更の許可  
 (十一) 第十九条第一項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可
- 四 第二十六条第一項第二号及び第三号の規定による定数漁業

(三) 第十条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定

(四) 第十二条第一項の規定による甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可

(五) 第十三条の規定による占用料の減免、分納又は占用料の返還についてその者の責に帰することができない事由の認定

(六) 第十五条第一項の規定による許可若しくは承認の取消し又は許可に付した条件の変更等の処分

十一 鳥取県営境港魚市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)に基づく知事の権限に属する事務

のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による水産物の卸売のための魚市場の利用の許可

(二) 第五条の規定による魚市場の使用料の減免

十二 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号)第五条の規定による会館の使用料の减免

十三 鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による漁業の許可(地方機関等決裁規則別表第三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二) 四米子地方農林振興局長の項第四号(一)の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)

(三) 第九条第二項の規定による定数漁業に係る許可の申請の期間の決定

(四) 第十七条第一項の規定による起業の認可

の規模及び漁業の決定

(五) 第五十条の規定による漁業権の設定されている漁場内における岩礁の破碎等の許可

(六) 第五十五条の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可、許可証の交付、当該許可について制限若しくは条件の付加、許可証の記載事項の変更の許可、当該変更に係る許可の付加、許可証の記載事項の変更の許可、当該変更に係る許可の付加

(七) 第五十九条の規定による標識を設置すべき漁業及び夜間ににおける標識の指定

八 鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(一) 地方機関等決裁規則別表第四米子地方農林振興局長の項第六号の規定により米子地方農林振興局長に専決させる事務を除く。)

(二) 第四条の規定による水産製品の検査又は当該検査をしたことを示す証票又は証印の添付

(三) 第七条の規定による水産製品の検査実施場所の指示

(四) 第十二条の規定による証印の有効期間の決定

(五) 鳥取県内水面漁業調整規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による採捕の許可の内容の変更の許可

(二) 第三十八条の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可、許可証の交付、当該許可についての制限若しくは条件の付加、許可証の記載事項の変更の許可、当該変更に係る許

四、第二十一条の規定による漁業の許可又は起業の認可をしない場合の決定

可証の交付又は当該変更に係る許可について制限若しくは条件の付加

五、第二十三条の規定による漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度の決定又は変更

六、第二十四条の規定による定数漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請が定数をこえる場合の当該許可又は認可の基準の決定

(七) 第二十八条第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可を受ける者が適格性を有しなくなつた場合の当該許可又は認可の取消し

八、第二十九条第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可を受けた者が一定期間休業した場合の当該許可又は認可の取消し

九、第三十条の規定による漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の内容の変更等の命令

一〇、第五十二条の規定による漁業の許可に係る船舶につき法令等に違反する事実がある場合等における当該漁業の許可を受けた者に対する当該船舶のてい泊の命令

一一、第五十三条の規定による漁業の許可に係る船舶につき法令等に違反する事実がある場合等における当該船舶の船長等に対する当該漁業に從事する船舶への乗組の制限又は禁止

一二、第五十四条の規定による船舶が漁業の許可を受けないで当該許可を要する漁業に使用された場合における当該船舶により漁業を営む者等に対する当該船舶のてい泊の命令

一三、第五十五条の規定による漁業の許可を受けないで当該許可を

要する漁業に使用し、若しくは使用されるおそれがあると認め

る船舶により漁業を営む者等に対する漁具等の陸揚げの命令又

は漁具等の封印の実施

十四 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第八条の規定による水産動植物の採捕についての漁具又は漁法ごとの許可
- (二) 第十八条第一項の規定による採捕の許可をしない場合の決定
- (三) 第十九条の規定による採捕の許可の取消し
- (四) 第二十条の規定による採捕の許可の内容の変更等の処分

十五 水産振興資金の融通要綱（昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号）第六条第一項の規定による水産振興資金借入資格者の認定

十六 鳥取県管境港魚市場管理規則（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第八条の規定による水産物の卸売のための利用の許可の取消し又は必要な措置の命令
- (二) 第十五条の規定による販売手数料の率の承認

十七 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定に基づき農林漁業金融公庫に提出する書類のうち次に掲げるものの提出

- (一) 農林漁業金融公庫法（以下水産課の項において「法」といいう。）別表第一第一号(五)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況

## 調書

- 農地開拓課**
- (一) 法別表第一第一号内に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書及び工事竣工認定調書
- (二) 法別表第一第一号六の二に規定する資金に係る貸付対象事業調書
- (三) 法別表第一第一号八に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書
- (四) 法別表第一第一号内に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書
- (五) 法別表第二第六号に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書
- (六) 法別表第二第七号に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書及び工事竣工認定調書
- (七) 第三条第一項の規定による農地を農地以外のものにする場合に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第二項第三号、第四号及び第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積の決定
- (二) 第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにする場合の許可
- (三) 第五条第一項の規定による農地を農地以外のものに又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするための当該土地についての権利の設定又は移転の許可
- (四) 第六条第一項第二号の規定による国以外の者が所有できない
- (五) 第十九条第一項の規定による農地又は採草放牧地の売渡通  
知書及びその謄本の交付
- 一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十一条の規定による小作地又は小作放牧地の買取令書若しくはその謄本の交付又は当該令書の交付ができない場合のその内容の公示
- (二) 第二十条第三項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知の許可をしようとする場合における県農業会議からの意見の聴取
- (三) 第十九条第一項の規定による農地又は採草放牧地の売渡通  
知書及びその謄本の交付

## 小作地又は小作採草放牧地の面積の決定

(五) 第二十条第一項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知の許可

(六) 第四十八条第一項の規定による買収すべき土地等の区域若しくは種類及び所在又は土地の利用予定の概要の決定並びにその旨の農業委員会への通知

## 二 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第十五条の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第七十八条第一項の規定による買収等をした土地、立木、工作物若しくは権利の貸付け、維持及び保存又は当該土地等についての国有財産台帳の備付け、保存及び整理

## 三 農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)第四十五条の規定による貸付通知書の交付

## 四 農業委員会等に関する法律第二十二条第四項の規定による農地部会の会議の開催

## 五 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)第五条第一項の規定による貸付金の貸付けを受けることが適当である旨の認定(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局の項第四十

六 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十八条第八項の規定による交換分合計画の認可

(四) 第五十条の規定による土地等の買収令書及びその謄本の交付又は当該令書の交付ができない場合のその内容の公示

(五) 第六十二条の規定による土地配分計画の作成及び当該計画に係る土地の所在等についての公示

(六) 第六十四条の規定による自作農として適当と認められる者の選定及びその者に対する売渡予約書の交付

(七) 第六十七条第一項の規定による土地等の売渡通知書及びその謄本の交付

(八) 第六十八条第一項の規定による売り渡すべき土地等の使用の申込みが相当である旨の認定

(九) 第七十一条の規定による売り渡した土地等についてのその状況の検査

(十) 第七十二条第二項の規定による売り渡した土地等についての買収令書の交付

(十一) 農業委員会等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの解除の認定

(一) 第二十四条第一項の規定による農業委員会の議事参与の制限

(二) 第二十五条の規定による小作主事その他の関係職員に対する農業委員会の総会又は部会への出席の命令

(三) 第三十三条の規定による農業委員会が取り消すべき処分である旨の確認

(四) 第五十二条の規定による小作主事その他の関係職員に対する農業委員会の総会又は部会への出席の命令

(五) 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八

## 耕地課

一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

- (一) 第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の作成のための農林大臣への意見の提出（第四条の三第二項において準用する場合を含む。）
- (二) 第八条第一項の規定による土地改良事業計画及び定款についての適否の決定並びにその旨の当該申請人への通知（第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項の規定において準用する場合を含む。）
- (三) 第四十八条第六項において準用する第八条第一項の規定による土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の施行についての適否の決定（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）
- (四) 第五十二条の二第一項の規定による換地計画の適否の決定及びその旨の当該申請人への通知（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）
- (五) 第五十六条第二項の規定による土地改良区とかんがい排水施設の新設等を行なう者とが協議をすることができない場合等の裁定

号) 第十一条の三第一項第五号の規定による農地主事に任せられる者の資格を有する者の認定  
四 開拓用地配分事業委託要綱に基づく用地配分事業に伴なう測量  
計画の決定

一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

- (一) 第六条の規定による農用地造成事業に係る農用地外資格者の全員の同意が得られない場合の必要なあつせん又は調停（第十八条第五項、第八十五条第四項及び第九十六条の二第四項において準用する場合を含む。）
- (二) 第七条第四項の規定による土地改良区の設立の認可を申請する者に対する農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助（第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）
- (三) 第十条の規定による土地改良区の設立の認可及びその旨の公告（第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）
- (四) 第十八条第十六項の規定による土地改良区の役員の就任等の届出があつた場合のその旨の公告（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）
- (五) 第二十九条の規定による土地原簿の一部の主たる事務所以外の場所における備付けの承認及びその旨の公告
- (六) 第三十条の規定による土地改良区の定款の変更の認可及びその旨の公告

- (六) 第八十六条第一項の規定による県営土地改良事業を行なうべき旨の申請に係る土地改良事業の適否の決定及びその旨の当該申請人への通知
- (七) 第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業を行なうための土地改良事業計画の決定
- (八) 第八十七条の二第一項及び第二項の規定による申請によらない県営土地改良事業に係る土地改良事業計画及び土地改良施設に係る予定管理方法等の決定
- (九) 第八十七条の二第三項の規定による同条第一項第三号の事業に係る土地改良事業の計画の決定のための当該土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設について土地改良事業に参加資格を有する者からの同意の要求
- (一) 第八十七条の三第一項の規定による県営土地改良事業の計画の変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等についての土地改良事業に参加資格を有する者からの同意の要求
- (二) 第八十七条の三第二項の規定による土地改良事業に参加する資格を有する十五人以上の者からの申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる場合の農用地外資格者の全員の同意の要求
- (三) 第八十八条第一項の規定による災害のため急速に農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧の事業を行なう必要がある場合における応急工事計画の決定及びその事業の実施
- (四) 第五十四条第四項及び第五項の規定による換地処分があつた旨の公告及び当該公告をした旨の管轄登記所への通知 (第九十一条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (五) 第五十三条の四第一項の規定による換地計画の変更の認可 (第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (六) 第五十三条の四第一項の規定による換地計画の変更の認可 (第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (七) 第四十七条第一項の規定による土地改良区に対する農用地の改良等に係る専門的知識を有する技術史員の援助 (第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (八) 第四十八条の規定による土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の施行についての認可及びその旨の公告 (第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)
- (九) 第五十二条第一項の規定による換地計画の認可 (第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (一) 第五十二条第七項において準用する第七条第四項の規定による換地計画の認可を申請した者に対する農用地の改良等に関する専門的知識を有する技術史員の援助 (第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (二) 第五十二条の二第三項の規定による換地計画認可申請書に係る農業委員会の同意が得られない事由を記載した書面を添付して認可の申請があつた場合の当該関係農業委員会の意見の聴取 (第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)
- (三) 第五十三条の四第一項の規定による換地計画の変更の認可 (第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)

(国) 第八十九条の二第一項の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域についての換地計画の決定

(国) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の規定による県営土地改良事業に係る換地計画において換地を定めない土地に係る所有権等による権利又は使用及び収益を目的とする権利を有する者からの同意の要求

(国) 第八十九条の二第六項の規定による県営土地改良事業に係る換地処分を行なう前に土地改良事業の工事のため等により必要がある場合における従前の土地に代わるべき一時利用地の指定又は従前の土地につき所有権等による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対するその土地の全部又は一部についての使用及び収益の停止の命令

(国) 第八十九条の二第七項において準用する第五十三条の七の規定による県営土地改良事業に係る使用及び収益をすることがで

(国) 第八十九条の二第八項の規定による県営土地改良事業に係る者になくなつた従前の土地又はその部分の管理通知

(国) 第八十九条の二第八項の規定による県営土地改良事業の換地計画に係る土地について所有権等による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対する換地処分の通知

(国) 第八十九条の二第九項において準用する第五十四条第五項の規定による換地処分をした旨の公告をした旨の管轄登記所への通知

(国) 第九十三条の規定による土地改良区その他の者からその所有し、又は管理する土地改良施設の管理の申出があつた場合の当

(国) 第六十七條の規定による土地改良区の総会の議決による解散の認可及び土地改良区が総会の議決若しくは解散命令により解散した場合のその旨の公告

(国) 第七十二条の規定による土地改良区の合併の認可及び合併後存続する土地改良区については合併後存続する旨及び定款を変更する旨、合併により設立する土地改良区については合併により設立する旨又は合併により消滅する土地改良区については合併により解消する旨の公告

(国) 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可

(国) 第八十六条の認可

(国) 第八十六条第二項の規定による国営土地改良事業についての農林大臣との協議又は県営土地改良事業についての関係市町村長との協議

(国) 第八十六条第三項の規定による国営土地改良事業について農林大臣と協議する場合における関係市町村長との事前協議

(国) 第九十四条の六第一項の規定による国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産を農林大臣から管理委託された場合の管

理

(国) 第九十四条の十第一項の規定による県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の土地改良区等への管理の委託

(国) 第百十三条の二第二項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた旨の公告

(国) 第百三十二条第一項の規定による土地改良区等の業務若しく

## 該土地改良施設の管理

(三) 第百三十四条の規定による土地改良区又は数人共同して土地改良事業を行なう者の業務又は会計が法令等に違反している場合における必要な措置をとるべき旨の命令

(四) 第百三十五条第一項の規定による土地改良区がその地区内の土地改良事業以外の事業を行なつたとき等の場合における当該土地改良区の解散の命令

二 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第五十一条の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十七条の二第一項第一号の規定による農地法第六十一条の規定により売り渡すべき土地についての農用地造成事業の工事のうちかんがい排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止又は変更に係るもの

(二) 第八十七条の二第一項第三号の規定による農地法第六十一条の規定により売り渡すべき土地についての農用地造成事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行なうかんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更に係る工事

(三) (一)又は(二)の事業により生じたかんがい排水施設、農業用道路その他の施設の災害復旧の工事

三 土地改良法施行令第五十一条の三の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十九条の二第一項の規定による国営土地改良事業の施行

は会計の状況の検査の実施(地方機関等決裁規則別表第二地方

農林振興局長の項第五十号九の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

(四) 第百三十三条の規定による土地改良区の組合員の請求による当該土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施

二 烏取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約款第一条第三項の規定による図面及び仕様書に基づく工事費内訳明細書及び工程表の承認(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)

三 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の2に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定

に係る地域についての換地計画の決定

(二) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第四項の規定による換地計画に係る土地の所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する総ての者で組織する会議の招集

(三) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の規定による換地計画において換地を定めない土地について地上権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者からの同意の要求

(四) 第八十九条の二第六項の規定による換地処分を行なう前に土地改良事業の工事等のため必要がある場合等における従前の土地に代わるべき一時利用地の指定又は換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地について所有権等による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対するその土地の全部若しくは一部についての使用及び収益の停止の命令

(五) 第八十九条の二第七項において準用する第五十三条の七の規定による使用及び収益をすることができる者のなくなつた従前の土地又はその部分の管理

(六) 第八十九条の二第八項の規定による換地計画に係る土地について所有権等の権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対する換地処分の通知

(七) 第八十九条の二第九項の規定において準用する第五十四条第五項の規定による換地処分をした旨の公告をした旨の管轄登記

00289

## 所への通知

四 土地改良法施行令第七十二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九十四条の二の規定による付替工事によつて生じた道路等を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件と付替工事によつて用途を廃止された道路等を構成する土地又は工作物その他の物件との交換

(二) 第九十四条の三の規定による土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の譲与

(三) 第九十四条の四の規定による土地改良施設に係る土地等の土地改良区等への譲与

(四) 第九十四条の五第一項の規定による土地改良財産台帳の備付け

(五) 第九十四条の八第三項の規定による配分を受ける者の選定又は配分通知書の交付

(六) 第九十四条の八第六項の規定による配分通知書の交付を受けた者の当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地の使用の承認

五 土地改良法施行令第四十七条の規定による土地改良事業計画等の適否の決定又は定款の変更の認可若しくは合併の認可をする場合のその決定又は認可に係る定款中総代の選挙に関する規定についての当該土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理すべき県の選舉管理委員会からの意見の聴取

六 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(農地の保全に係るものに限る。以下耕地課の項において同じ。)

(一) 第三条の規定による海岸保全区域の指定又は海岸保全区域を指定し、若しくは廃止した旨の主務大臣への報告

(二) 第七条の規定による海岸保全区域内における土石の採取等の許可

(三) 第八条の規定による海岸保全区域内における土石の採取等の許可

(四) 第十二条の規定による法令に違反した者に対するその許可の取消し等の監督処分

(五) 第十三条の規定による海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画の承認

(六) 第十六条の規定による他の工事又は他の行為により必要を生じた海岸保全施設に関する工事の当該他の工事の施行者等に対する施行の命令

(七) 第二十二条の規定による海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が法令等の違反等により工事が施行された場合に当該海岸保全施設が築造の基準に適合しない場合におけるその管理者に対する改良、補修その他必要な措置の命令

七 国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第三項の規定による市町村又は土地改良区等が行なう国土調査の計画及び作業規程の内容の審査、国土調査の指定、当該計画若しくは規程の変更の勧告、必要な助言若しくは変更又は助言に係る国土調査の指定

土木部  
共通

(二) 第六条の三の規定による地籍調査に関する県計画の決定及び当該計画の農林大臣への報告又は当該計画に基づく事業計画の決定

(三) 第十九条の規定による国土調査の成果についての主務大臣への認証についての承認申請又は国土調査の成果の認証

- 一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下共通事項の項において「請負対象設計金額」という。）が三百万円以上一億円未満の土木工事の起工及び予定価格の決定
- 二 請負対象設計金額が一億円未満の土木工事に係る指名競争入札に参加することができる者及び見積者の決定（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三号及び第六号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- 三 請負契約を随意契約の方法により締結する土木工事のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係る契約の相手方の決定（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第六号の規定により方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第六号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- 四 請負対象設計金額が一億円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金の免除（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第七号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- 五 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る請負契約の契約保証金の免除
- 六 請負対象設計金額（請負契約の締結後において、請負対象設計金額

- (一) 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議（地方機関等決裁規則別表第一土木出張所長の項第九号〔〕の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (二) 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号〔〕の規定により土

額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下共通事項の項の課長専決事項第一号を除き同じ。)が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る設計の変更。

### 七 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 第四条第一項ただし書の規定による権利若しくは義務の譲渡又は承継の承諾
- (二) 第五条ただし書の規定による工事の一括下請負の承諾
- (三) 第十五条第一項の規定による工事の打ち切り並びに一時中止及び打ち切りに伴う工期の変更の協議又は請負代金額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るもの
- (四) 第十五条第二項の規定による工事の変更等による損害の賠償額の協議
- (五) 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号ハの規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (六) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払い(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号ニの規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (七) 第二十四条第一項及び第二項の規定による工事の完成部分又は未完成部分の使用(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号乙の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (八) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払い(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号丙の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (九) 第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払い(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号丁の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (十) 第二十七条の規定による請負代金額及び工事の内容の変更の協議
- (十一) 第二十八条第三項の規定による天災その他不可抗力による損害の損害額の算定の協議
- (十二) 第二十九条第四項の規定による工事の完成部分又は未完成部分の使用による損害の賠償額の協議
- (十三) 第二十八条第一項の規定による工期の延長

木出張所長に委任された事務を除く。)

(三) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び打ち切りに伴う工期の変更の協議又は請負代金額の変更の協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号乙の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係るもの(協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号ハの規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

る遅延利息の支払

- (二) 第二十九条の規定による検査の遅延による遅延利息の支払  
 (二) 第三十条第一項の規定による契約条項違反の場合における契約の解除

- (二) 第三十二条第一項及び第三項の規定による工事が完成しない場合における契約の解除及びこれに伴う損害額の協議

八 契約の対象となる設計金額が百万円以上の土木工事に係る土地、

水面等の測量及び調査の執行

九 土木工事の設計又は監督の委託の決定

十 他部局の所掌に係る土木工事の受託の決定

### 管理課

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十五条の二第一項の規定による土地等の取得について合意が成立しない場合のあつ旋の申請

- (二) 第十六条の規定による事業の認定の申請

- (三) 第十七条第二項の規定による事業の認定

- (四) 第十九条の規定による事業認定申請書等の欠陥の補正及び却下

- (五) 第二十二条の規定による専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取

- (六) 第二十三条の規定による公聴会の開催

- (七) 第二十五条第二項の規定による事業の認定に係る利害関係人の意見書の建設大臣への送付又は報告

五 契約の対象となる部分の設計金額が百万円未満の土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行（地方機関等決裁規則別表

第二土木出張所長の項第十二号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

- 六 鳥取県土木工事設計監督委託条例（昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号）第二条の規定による設計及び監督の受託の決定

- 例第五十三号）第二条の規定による設計及び監督の受託の決定

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が三百万円以上の土木工事及び請負対象設計

金額が百万円以上の當緒工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定

二 土地収用法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十一条第一項及び第四項の規定による事業の準備のための土地の立入りの許可及び通知

- (二) 第十四条第一項の規定による土地の試掘等の許可

- (三) 第二十一条第一項の規定による土地の管理者等からの意見の聴取

- (四) 第二十四条第一項の規定による市町村長への事業認定申請書等の写しの送付

- (八) 第二十七条第三項の規定による事業の認定に関する処分に係る建設大臣への意見の提出
- (九) 第二十八条の規定による事業の認定の拒否
- (十) 第三十一条第一項の規定による土地細目の公告の申請
- (十一) 第三十四条の規定による土地の形質の変更の許可
- (十二) 第三十六条第四項の規定による市町村長の立会い及び署名押印の要求
- (十三) 第三十六条第五項の規定による立会人の指名の申請又は立会人の指名
- (十四) 第四十一条の規定による土地所有者等との協議
- (十五) 第五十一条第二項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請
- (十六) 第六十三条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申し立て
- (十七) 第八十五条第一項の規定による工事の代行による補償の要求
- (十八) 第八十五条第一項の規定による物件移転の代行による補償の要求
- (十九) 第九十四条第一項の規定による損失補償の協議
- (二十) 第九十五条第一項の規定による土地等の引渡し等の請求
- (二十一) 第百十二条第一項の規定による収用委員会の調停の申立て
- (二十二) 第百十二条の規定による調停委員の調停案の受諾の決定
- (二十三) 第百十四条第二項の規定による調停委員の調停の申立ての取下げ
- (二十四) 第百二十三条第一項の規定による緊急に施行する必要がある申請
- (二十五) 第二十四条第四項及び第五項の規定による市町村長の権限の代行及び権限を代行する旨の通知
- (二十六) 第二十六条第二項の規定による事業の認定の報告及び関係書類の送付
- (二十七) 第二十七条第六項の規定による事業の認定に係る公聴会の記録等の建設大臣への送付
- (二十八) 第三十一条第一項の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び通知
- (二十九) 第三十一条第二項の規定による事業の廃止又は変更があつた旨の告示及びその旨の建設大臣への報告
- (三十) 第三十五条第三項の規定による事業の廃止等についての起業者の事情の聴取
- (三十一) 第三十三条の規定による土地細目の公告及び通知
- (三十二) 第三十五条第一項及び第二項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査及び当該土地等の占有者への通知
- (三十三) 第四十四条第五項の規定による収用委員会に対する書類の交付の要求
- (三十四) 第四十四条第六項の規定による収用委員会への公告の日の通知
- (三十五) 第百五十五条の規定による土地の返還又は原状回復
- (三十六) 第百七十五条第一項の規定による不用となつた土地等の買受権者への通知又は買受権者を確知することができない場合の公告
- (三十七) 第百十六条第一項の規定による収用委員会への協議の確認の申立て

- 事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て
- (四) 第百二十二条第一項の規定による非常災害の際の土地の使用
- 二 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十八年法律第百五十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等
- (二) 第四条第一項の規定による特定公共事業の建設大臣への認定の申請
- (三) 第二十一条第一項の規定による収用委員会への緊急裁決の申立て
- (四) 第二十九条の規定による仮住居の提供又は当該仮住居の条件に適合し、相当であることについての収用委員会への確認の申請
- 三 建設省所管国有財産取扱規則（昭和三十年建設省訓令第一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による建設大臣への土地等の交換の承認の申請及び土地等の交換
- (二) 第八条の規定による建設大臣への土地等の寄附の受納の承認
- (三) 第十二条第一項の規定による建設大臣への国有財産の所管換の申請及び国有財産の所管換
- (四) 第十三条の規定による建設大臣への国有財産の所管換の同意
- (五) 第十四条の規定による建設大臣への土地等の所属替等の承認の受理及び当該申請に係る書類の審査会への送付
- 三 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第一条の三の規定によるあつ旋に付さない旨の通知
- (二) 第一条の四の規定によるあつ旋に付した旨等の通知
- (三) 第一条の七の規定によるあつ旋の打切りの通知
- 四 公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）第六条の規定による生活再建計画に定められた事項の通知
- 五 建設省所管国有財産取扱規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十八条の規定による普通財産の財務局長への引継ぎ
- (二) 第二十二条の規定による普通財産の譲与の通知
- 六 建設業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第三項の規定による建設業者の登録の更新
- (二) 第八条（第九条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建設業者登録簿への登録及び登録申請者への通知
- (三) 第十五条の規定による建設業者の登録の抹消及び抹消の通知
- (四) 第十七条の二の規定による総合工事業者の登録及び登録の更新
- (五) 第十七条の五の規定による総合工事業者の登録の抹消
- (六) 第二十五条の十の規定による審査会に対する紛争処理の申請の受理及び当該申請に係る書類の審査会への送付

- (六) 第十五条の規定による建設大臣への国有財産の種別替の承認及び申請及び国有財産の種別替
- (七) 第十六条の規定による建設大臣への行政財産の用途の変更の承認及び行政財産の用途の変更
- (八) 第十七条の規定による行政財産の用途の廃止及び建設大臣への用途の廃止の承認の申請
- (九) 第二十条第一項の規定による建設大臣への行政財産の使用の承認の申請及び行政財産の使用の承認
- (十) 第二十四条の規定による建設大臣への普通財産の譲与の承認の申請及び普通財産の譲与
- (十一) 国有財産使用及產物採取規則（大正十五年一月鳥取県令第二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十二) 第一条の規定による產物の採取の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十八号）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (十三) 第四条第一項の規定による許可の目的若しくは方法の変更又は権利の譲渡の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十八号）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (十四) 第七条の規定による許可その他の处分の取消し、効力の制限等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十八号）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (十五) 第八条の規定による工作物その他の物件の国有への帰属
- (十六) 第二十七条の三の規定による審査の結果の通知
- (十七) 第五条の規定による申請人が申請に係る機械等について所有権を有するかどうか等の調査及び調査の協力の要求
- (十八) 第六条の規定による申請人に対する建設機械に係る資料の呈示の要求
- (十九) 第八条の規定による建設機械の打刻及び打刻された記号の検認
- (二十) 第九条第一項の規定による建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認書の交付
- (二十一) 第十条の規定による建設大臣に対する申請書の副本の送付等の規定による基本測量の実施及び終了の通知を受けた旨の公告
- (二十二) 第二十二条第一項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による永久標識等の設置の通知を受けた旨の市町村長に対する通知
- (二十三) 第二十四条の規定による移転の請求の受理及び当該請求に係る書面の建設大臣への送付
- (二十四) 第二項の規定による測量業者登録簿閲覧の場所等の告示

- 五 第十条ノ二第一項の規定による許可条件の変更の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十八号四の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (六) 第十二条の規定による使用料及び採取代金の減免
- 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十一条第一項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建設業者の登録の拒否
- (二) 第十七條第二項の規定による建設工事の施工の差止の命令
- (三) 第二十七条の二の規定による経営に関する事項の審査
- (四) 第二十七条の四の規定による経営に関する事項の再審査
- (五) 第二十七条の七の規定による建設業団体からの報告の徵取
- (六) 第二十八条の規定による登録を受けた建設業者の法令の違反等の場合における指示、當業の停止の命令又は注文者に対する勸告
- (七) 第二十九条の二の規定による建設業者の所在地が確知できないとき等の当該建設業者の登録の取消
- (八) 第三十一条第一項の規定による建設業を営む者に対するその業務等についての報告の徵取又はその當業所等への立入検査
- (九) 第三十二条の規定による建設業者の登録の拒否等の処分に係る聴聞又は参考人からの意見の聴取
- (十) 第四十条の二の規定による登録を受けた建設業者等に対する指導、助言及び勧告
- 六 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第十二条
- (一) 第二十三条ただし書の規定による竣工認可前の埋立地の使用的許可
- (二) 第二十七条第二項及び第四項の規定による埋立地に関する処分の制限の登記又は登記の抹消若しくは変更の嘱託
- (三) 第十二條第一項の規定による公有水面埋立法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第一項の規定による埋立の免許を受けた者に対する申請の要領及び意見書を差し出すべき旨の告知
- (二) 第十五条第二項の規定による市町村の災害復旧事業に係る事業の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (三) 第四条第三項の規定による市町村の災害復旧事業に係る事業費の決定の市町村長への通知
- (四) 第五条の規定による國の負担率の市町村長への通知
- (五) 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十二条の規定による不動産鑑定業者の登録換え及びその期間更新の登録

の規定による職員の指定

七 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第七条の規定による打刻又は検認の拒否

八 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による公有水面の埋立の免許

(二) 第三条の規定による公有水面の埋立の免許に係る関係市町村議会からの意見の聴取

(三) 第十条の規定による公有水面の利用施設の代替施設等の設置又は損害の補償の命令

(四) 第十三条第二項の規定による埋立に関する工事等の期間の伸長の許可

(五) 第十四条第一項の規定による埋立に関する測量等のための他人の土地の立入等の許可

(六) 第十六条第一項の規定による埋立をする権利の譲渡等の許可

(七) 第二十二条の規定による埋立に関する工事の竣工認可

(八) 第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の設定等について許可を受けるべき旨の埋立の免許条件の設定

(九) 第三十条の規定による埋立の権利取得者の義務の命令

(十) 第三十一条の規定による公有水面に存する工作物その他の物件の除却の命令

(十一) 第三十二条第一項の規定による埋立の免許を受けた者の法令違反等の場合の免許その他の処分の取消し、効力の制限等

(十二) 第三十二条第二項の規定による土地を収用又は使用する事業

旨の通知

四 第二十七条第一項の規定による不動産鑑定業者の登録の変更

登録

四 第三十一条第一項の規定による不動産鑑定業者登録簿等の閲覧の場所等の告示

五 第四十三条第一項の規定による不動産鑑定業者に対して監督

処分をする場合の聴聞の実施又は参考人の意見の聴取

六 第四十四条の規定による徵戒処分等の公告

七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七条の規定による国有土地の施行地区への編入の承認

八 土地改良法第五条第五項の規定による国有土地の土地改良区の地域とすることの承認

者に対する損害の補償の命令

(二) 第三十三条の規定による法令等の違反の場合における当該違反により生じた事実の更正等の命令

(四) 第三十四条の規定による埋立の免許の効力の復活又は免許条件の変更

(五) 第三十五条第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による埋立の免許の効力が消滅した場合の原状回復の義務の免除

(六) 第三十五条第二項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の義務を免除した場合における公有水面に存する土砂等の国への帰属

(七) 第三十六条第二項の規定による無免許の埋立の追認  
九 公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第百九十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条ただし書の規定による特別の事由のある場合の公有水面の利用に関する施設設置の許可

(二) 第十一条第一項の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議がととのわない場合の裁定

(三) 第二十七条第二項の規定による埋立地の帰属の指定  
四 第三十二条の規定による建設大臣の指定する河川の埋立等についての建設大臣への認可の申請

(十) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第百七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

- (一) 第五条の規定による市町村からの災害の報告についての主務大臣への報告
- (二) 第六条第一項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請
- (三) 第六条第三項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請の受理及び当該申請に係る書面の主務大臣への送付
- (四) 第七条第二項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計の変更についての主務大臣への承認の申請又は当該事業の廃止の報告
- (五) 第八条の規定による市町村災害復旧事業の監督又は当該市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告
- (六) 第九条第二項の規定による剰余金の使用についての主務大臣への認可の申請
- (七) 第九条第三項の規定による市町村の剰余金の使用についての認可の申請の受理及び当該申請に係る書面の主務大臣への送付
- (八) 第十一条の規定による災害復旧事業の成功の認定の主務大臣への申請
- (九) 第十二条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等及び事務を行なう旨の主務大臣への報告
- 十一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年建設省令第十号）第十二条の規定による災害復旧事業の工事の進行状況の建設大臣への報告
- 十二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十

## 検査課

- (二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十五条(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による不動産鑑定業の登録の拒否
  - (二) 第三十条の規定による不動産鑑定業の登録の消除
  - (三) 第四一条の規定による不動産鑑定業者の法令等の違反等の場合における業務の停止の命令又は登録の消除
  - (四) 第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者からの業務に関する事項の報告の要求及び事務所等への立入検査
  - (五) 第四十六条の規定による不動産鑑定業者に対する助言及び勧告

## 道路課

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第十三条第四項の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画についての関係県知事との協議
  - (二) 第十八条第一項の規定による道路の区域の決定及び変更(道

- 一 道路法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第九条(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による路線の認定の公示
  - (二) 第十一条第三項の規定による他の道路の路線と重複する路線の指定等の通知

路の拡幅に係るものに限る。)

(三) 第十九条第一項の規定による道路の管理の方法についての関係道路管理者との協議

(四) 第二十条第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての他の工作物の管理者との協議

(五) 第二十二条の規定による他の工作物の管理者に対する道路に関する工事の施行等の命令

(六) 第二十二条第一項の規定による工事原因者に対する道路に関する工事の施行の命令

(七) 第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行なう道路に関する工事の設計及び実施計画の承認(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十七号)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(八) 第三十一条第一項の規定による道路と鉄道との交差の方式等についての日本国有鉄道との協議

(九) 第四十四条第四項の規定による損害等を防止するための施設の設置等の命令

(十) 第四十七条第三項の規定による自動車運送事業者等に対する道路に関する措置の命令

(十一) 第五十二条第二項の規定による市町村の分担金の金額についての市町村の意見の聴取

(十二) 第五十五条第一項の規定による兼用工作物の管理の費用の分担についての協議

(十三) 第五十八条の規定による他の工事等により生じた道路に関する

(三) 第十八条の規定による道路の区域の決定並びに供用の開始及び廃止の公示並びに関係図面の縦覧

(四) 第十九条第五項の規定による境界地の道路の管理についての協議の内容の公示

(五) 第二十条第六項の規定による兼用工作物の管理についての協議の内容の公示

(六) 第三十二条第一項及び第三項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十九号)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(七) 第三十二条第五項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十九号)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(八) 第三十四条の規定による道路の占用の許可についての条件の附加及び他の道路占用者等からの意見の聴取

(九) 第三十五条の規定による郵便その他国等の行なう事業等のための道路の占用についての協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十九号)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十) 第三十七条第一項及び第三項の規定による道路の占用を禁止又は制限する区域の指定及びその旨の公示

(十一) 第三十七条第二項の規定による道路の占用を禁止若しくは制限する区域の指定又は指定の解除をしようとする場合における

都市計  
画課

## る工事の費用の負担の決定

## 警察署長との協議

(四) 第五十九条の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定

(五) 第六十一条ただし書の規定による他の工作物の管理者が行なう道路に関する工事に要する費用の負担の決定

(六) 第三十八条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占用者に対する通知

(七) 第四十四条第二項の規定による沿道区域の公示

(八) 第六十六条第一項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任

(九) 第七十一条第三項の規定による許可又は承認の取消し等の処分に係る聴聞の実施

(十) 第七十一条第一項及び第二項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十九号ハ）の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十一) 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(十二) 第四条第一項の規定による自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定

(十三) 第五条第一項の規定による待避所のみでは車両のすれ違いに支障がある道路の指定

(十四) 第七条の規定による車両の総重量等の限度の決定

(十五) 第十一条の規定による車両の通行方法の決定

(十六) 第十三条の規定による交通の円滑を図るために他の道路の指定及び当該道路の指定についての公安委員会の意見の聴取

(十七) 第二十三条第一項の規定による道路の指定等の公示

(十八) 都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画等の決定についての主務大臣への申請

(十九) 都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの認可

(二十) 第八条の規定による都市計画事業の実施の認可

(二十一) 第十一条の規定による都市計画事業で内閣の認可を受けたものに必要な土地等の区域内における工作物の新築等の許可（地

(二十二) 第四十九条の規定による組合の決算報告書の承認